

財団法人
国際民商事法センター

ICC LC

第11号

2000年6月

目 次

第 1 1 号 2000 年 6 月

巻頭ご挨拶

事務局長 金子 浩之 . . . 1

<第一部> 第九回理事会・第八回評議員会

ご挨拶	会 長 伊藤 正 . . .	5
第九回理事会議事録		8
第八回評議員会議事録		13
第 3 期役員などの名簿		17
平成 1 1 年度事業報告、収支決算及び財産目録		23
監査報告書		43
平成 1 2 年度事業計画及び収支予算		44

<第二部> ベトナムの司法制度

弁 護 士 武藤 司郎

～国際協力事業団の長期専門家として、3 年間にわたりベトナムに駐在し、
ベトナム国法制度整備に協力した実体験にもとづき執筆された論文～

一	ベトナムにおける「司法」の概念	57
二	ベトナムの司法機関の概要	58
三	人民裁判所	59
四	調停組	82
五	仲裁組織	83
六	民事判決執行機関	84
七	人民検察院	88
八	司法補助組織	89

編集後記		93
------	-----------	----

巻頭ご挨拶

財団法人国際民商事法センター
事務局長 金子 浩之

機関誌第11号をお届けします。

本号第一部では、去る5月23日法曹会館にて開催されました理事会及び評議員会の議事録並びに平成11年度事業報告及び収支決算及び平成12年度事業計画及び収支予算資料を掲載しております。

平成11年度から12年度に向け当財団活動の大きな動きとしては、カンボジアの民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトの本格稼働に伴い、国際協力事業団からの受託事業が大幅に拡大すること、新たなプロジェクトとしてアジア開発銀行が日本において法務省とともに開催する法制度関連国際研修への協力、ADR 調査研究事業について対象国6カ国の現地調査の推進等が上げられます。これらを含め、掲載資料を参照いただき、会員及び関係者皆様の当財団事業に対する一層のご理解をたまわりたいと思います。

又、当財団役員の任期が第2期満了に伴い、先般の理事会、評議員会において第3期（平成12～13年度）役員の推薦が行われ、会長から委嘱されましたので、その新名簿も併せ掲載しておりますので、ご参照下さい。

第二部では、国際協力事業団派遣の長期専門家として今年3月まで3年余りにわたりベトナムに駐在し、ベトナム司法省の中で民商事法整備に直接協力、指導されてこられました武藤司郎弁護士がまとめられた「ベトナムの司法制度」を掲載させていただきました。ベトナム滞在中の生の経験と調査にもとづき執筆されたもので、ベトナム司法制度全般について最新の状況を理解するのに誠に貴重な論文でありますので、是非ご一読下さい。

REPORT OF A

COMMISSIONER OF THE

THE STATE OF

IN THE YEAR 1880

AND

THE

OF THE

第 一 部

第九回理事会・第八回評議員会

平成12年5月23日

法曹会館 高砂の間

第九回理事会・第八回評議員会ご挨拶

財団法人国際民商事法センター
会 長 伊藤 正

本日は当財団の第九回理事会及び第八回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただき、厚く御礼申し上げます。

議事に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。さて、当財団は設立以来2期4年を経過しました。この間、法制度整備支援、シンポジウムやセミナーの開催、特定テーマについての調査研究などを中心として事業を推進し、おかげさまで各事業ともほぼ軌道に乗って来ております。

これら事業の実施運営に当たっては、法務省や国際協力事業団を初めとする関係機関並びに当財団役員、学術関係者皆様の絶大なご協力があってこそ成果を上げることが出来ておるものであり、そのご支援に対しまして、ここに改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

当財団の事業活動の詳細につきましては、本日の議事資料としてお配りしています平成11年度事業報告書及び平成12年度事業計画書を参照いただきたいと思います。私からは新たに取り組んでおりますプロジェクトの主旨について簡単にふれさせていただきます。

当財団は一昨年10月から国際協力事業団から業務委託を受け、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトの事務局運営に協力しております。

このプロジェクト推進のための国内支援委員会、民法及び民事訴訟法作業部会には学者、法曹会から総勢30名近い専門の先生方がメンバーとなり、平成13年末迄に草案をカンボジア側に引き渡すことを目標にひとかたならぬご尽力をいただいております。当財団としてもプロジェクトのスムーズな推進のため事務局体制を一層充実させることとしております。

又、今年度から、カンボジアとの二国間法整備支援研修及び民法、民訴法草案作成のカンボジア側スタッフを日本に呼び、集中的に研修、討論を行う特別研修についても、当財団が国際協力事業団からの受託窓口となる予定であり、カンボジアに対する法制度整備支援に全面的に関与協力するものとなります。

ベトナムについては、昨年11月セカンドステージに向けて新たな3カ年にわたる支援契約が両国当局間で締結されました。これに合わせハノイにおいて開催されました第1回日越民商事法セミナーには私も参加し、ベトナム政府ファム・ザー・キェム副首相、グエン・ディン・ロック司法大臣を初め、多数の関係者ともお会いし、法制度整備改革に対するベトナム側の強い熱意を感じるとともに、日本の支援協力が具体的にお役に立っていることに深く感銘を受けました。

二国間ベースでの法制度支援は、ここしばらくは最重要プロジェクトとしてベトナム及びカンボジアが核となりますが、更にラオス、ミャンマー他にも目を広げて行きたいと考えております。

この他、アジア開発銀行の支援事業プログラムを法務省が日本側の当事者となり実施する新しい国際研修が行われますが、当財団もこれに積極的に協力します。この様な海外のドナー機関との協力、共催によるプロジェクトも今後の取り組み対象として取り上げて行きたいと考えます。

更に第2年度に入ります日韓パートナーシップ研修、ADR 調査研究事業など、当財団事業の一層の充実を計り、民商事法分野において、アジア各国に対する日本のプレゼンス高揚のお役に立つよう一層努めてまいりたいと思いますので、関係者皆様の格別なご支援をたまわりますようお願いいたします。

さて、当財団も3期目に入るにあたり、本日の理事会・評議員会に役員等の改選のご審議をお願いすることになります。

私としましては、特別顧問、理事、評議員、監事、学術評議員の全員の方に再任をお受けいただくようお願いいたしましたところ、評議員で三人の方の辞任がありましたが、これ以外の企業及び個人の方々全員から継続の旨内話

をいただいております。

更に、評議員の小松製作所 片田哲也会長には今回理事をお受けいただくこと、野村證券 氏家純一社長、オリックス 宮内義彦会長及び駿河台大学 竹下守夫学長のお三人には新たに評議員をお受けいただくこと、名古屋大学 佐々木雄太教授及び上六公証役場 原清公証人のお二人には新たに学術評議員をお受けいただくことにつき内諾をいただいておりますので、宜敷ご審議いただきたくお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第九回理事会議事録

- 1 開催日時 平成12年5月23日(火)16時00分～17時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事35人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 6人
代理人出席 26人
(他の理事を代理人とする者 18人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者8人)
書面による表決 3人

4 付議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
- 第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
- 第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
- 第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件
- 第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
- 第6号議案 平成11年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
- 第7号議案 平成12年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

理事長岡村泰孝が欠席のため、寄附行為第23条第4項及び寄附行為第16条第3項の規定により、会長伊藤正が理事長に代行し議長として着席、議事に先立ち挨拶があった。

(1)第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(2)第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件は、原案通り互選することについて全員一致をもって承認可決した。

(3)第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(4)第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(5)第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。

(6)第6号議案 平成11年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、中川英彦両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成11年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。

次いで議長は、本議案を第八回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事会議長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成11年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(7)第7号議案 平成12年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第八回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事会議長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成12年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

1 稲田 克巳

2 小杉 丈夫

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明かにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成12年5月23日

議長

1.3 藤 正 

議事録署名人

福田 克巳 

議事録署名人

小杉 丈夫 

財団法人国際民商事法センター第9回理事会出席者

(7月エオ順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭化成工業㈱	相談役	弓倉 礼一	本人出席	
アサヒビール㈱	名誉会長	樋口 廣太郎	議長宛委任状	
石川島播磨重工業㈱	会 長	稲葉 興作	法務室室長	中村 孝英
大阪瓦斯㈱	相談役	大西 正文	理事・東京駐在	村田 修一
関西電力㈱	相談役	宮崎 勇	議長宛委任状	
㈱クボタ	相談役	三野 重和	議長宛委任状	
新日本製鐵㈱	会 長	今井 敬	取締役	西川 元啓
住友金属工業㈱	名誉会長	新宮 康男	議長宛委任状	
住友商事㈱	名誉顧問	伊藤 正	本人出席	
住友電気工業㈱	相談役	川上 哲郎	議長宛委任状	
東京海上火災保険㈱	会 長	河野 俊二	取締役総務部長	崎谷 幸生
東京電力㈱	相談役	那須 翔	書面表決	
㈱東京三菱銀行	会 長	高垣 佑	議長宛委任状	
㈱東芝	社 長	西室 泰三	議長宛委任状	
東レ㈱	会 長	前田 勝之助	書面表決	
トヨタ自動車㈱	社 長	奥田 碩	法務部主査	高瀬 由紀夫
㈱日本興業銀行		欠 員		
日本電気㈱	相談役	関本 忠弘	議長宛委任状	
日本電信電話㈱	社 長	宮津 純一郎	議長宛委任状	
日本郵船㈱	会 長	根本 二郎	法務保険グループ法規チーム長	入来院 隆昭
㈱日立製作所	相談役	三田 勝茂	常務・社長室法務本部長	河崎 榮一
松下電器産業㈱	会 長	松下 正治	法務本部法務企画部部長	池田 耕一
三井物産㈱	相談役	江尻 宏一郎	議長宛委任状	
三菱重工業㈱	相談役	相川 賢太郎	議長宛委任状	
三菱商事㈱	相談役	諸橋 晋六	議長宛委任状	

個人理事

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	岡村 泰孝	議長宛委任状
㈱博報堂 相談役	磯邊 律男	書面表決
弁護士	稲田 克巳	出席
法務省法務総合研究所 所長	河内 悠紀	議長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	出席
弁護士	原田 直郎	議長宛委任状
(財)民事法務協会 顧問	枇杷田 泰助	議長宛委任状
㈱電通総研研究所 所長	福川 伸次	議長宛委任状
(財)台湾協会 理事長	梁井 新一	議長宛委任状
弁護士	渡邊 悟朗	出席
事務局長	金子 浩之	出席

監事

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	木村 榮作	出席
住商リース㈱ 副社長	中川 英彦	出席

特別顧問

現 職	氏 名	出 席・欠 席
トヨタ自動車㈱ 名誉会長	豊田 章一郎	欠席
弁護士	三ヶ月 章	出席

財団法人国際民商事法センター第八回評議員会議事録

1 開催日時 平成12年5月23日(火)16時00分～17時00分

2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」

3 出席者 評議員38人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 5人
代理人出席 31人
(他の評議員を代理人とする者 25人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者6人)
書面による表決 2人

4 付議事項

第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件

第2号議案 平成11年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第3号議案 平成12年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

理事長岡村泰孝が欠席のため、寄附行為第16条第3項及び寄附行為第26条第4項の規定により、会長伊藤正が理事長に代行し、評議員前田宏を第八回評議員会の議長に指名し、前田評議員は議長席に着席。

(1)第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(2)第2号議案 平成11年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事会議長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事会議長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

(3)第3号議案 平成12年度事業計画及び収支予算の件は、理事会議長か

らの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨
理事会議長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申
した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署
名人に指名した。

- 1 中野 貞一郎
- 2 野田 愛子

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明かにするため、
議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成12年5月23日

議長

前田 

議事録署名人

中野貞一郎 

議事録署名人

野田愛子 

財団法人国際民商事法センター第8回評議員会出席者

(ア行エ順、敬称略)

評議員会社

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭硝子㈱	会 長	瀬谷 博道	議長宛委任状	
伊藤忠商事㈱	社 長	丹羽 宇一郎	議長宛委任状	
㈱大林組	社 長	向笠 慎二	議長宛委任状	
川崎重工業㈱	会 長	大庭 浩	議長宛委任状	
KDD㈱	社 長	西本 正	議長宛委任状	
㈱小松製作所	会 長	片田 哲也	法務部長	波江野 弘
㈱さくら銀行	頭 取	岡田 明重	国際企業DC企画部総務グループ長	藤本 道一
サントリー㈱	社 長	鳥井 信一郎	法務部長	桐生 正一
三洋電機㈱	副会長	高野 泰明	議長宛委任状	
㈱三和銀行	相談役	佐伯 尚孝	議長宛委任状	
住友化学工業㈱	会 長	森 英雄	議長宛委任状	
㈱住友銀行	会 長	森川 敏雄	議長宛委任状	
ソニー㈱	顧 問	愛甲 次郎	法務・知的財産企画部部長	尾高 勝郎
大成建設㈱	会 長	山本 兵蔵	議長宛委任状	
大和証券㈱	非常勤顧問	江坂 元穂	議長宛委任状	
東京瓦斯㈱	相談役	渡邊 宏	議長宛委任状	
日商岩井㈱	相談役	西尾 哲	書面表決	
㈱日本経済新聞社	社 長	鶴田 卓彦	議長宛委任状・書面表決	
日本航空㈱	会 長	山地 進	法務部長	三好 晋
日本生命保険(相)	会 長	伊藤 助成	総合法人第4部課長	山田 忠宣
㈱富士銀行	会 長	橋本 徹	議長宛委任状	
富士通㈱	会 長	関澤 義	議長宛委任状	
丸紅㈱	会 長	鳥海 巖	議長宛委任状	
三井海上火災保険㈱	社 長	井口 武雄	議長宛委任状	
三菱化学㈱	会 長	三浦 昭	議長宛委任状	
三菱電機㈱	相談役	北岡 隆	議長宛委任状	

個人評議員

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
弁護士	小野 昌延	出席
弁護士	河本 一郎	議長宛委任状
大阪大学 名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
法務総合研究所 総務企画部長	栃木 庄太郎	出席
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
奈良産業大学 教授	中野 貞一郎	出席
弁護士	西 迪雄	議長宛委任状
弁護士	野田 愛子	出席
弁護士	前田 宏	出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
上智大学 名誉教授	森島 昭夫	議長宛委任状

財団法人国際民商事法センター特別顧問、理事及び監事名簿

特別顧問 2名

理事 37名

監事 2名

(平成12年5月23日現在)

役職	氏名	現職	住所
特別顧問	豊田章一郎	トヨタ自動車株式会社名誉会長	豊田市トヨタ町1
特別顧問	三ヶ月 章	東京大学名誉教授	東京都港区虎ノ門 1-1-20 大江法律事務所
理事 (会長)	伊藤 正	住友商事株式会社名誉顧問	東京都千代田区一ツ橋 1-2-2
理事 (理事長)	岡村 泰孝	弁護士(第一東京弁護士会所属)	東京都中央区銀座 1-14-14 銀座森川ビル5F
理事	磯邊 律男	株式会社博報堂相談役	東京都港区芝浦 3-4-1 グランパークタワー 21F
理事	稲田 克己	弁護士(大阪弁護士会所属)	大阪市北区曾根崎 2-2-18 梅田ビル 6F 瀧賢太郎法律事務所
理事	小杉 丈夫	弁護士(東京弁護士会所属)	東京都中央区銀座 7-14-16 太陽銀座ビル 松尾綜合法律事務所
理事	頃安 健司	法務総合研究所所長	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
理事	原田 直郎	弁護士(大阪弁護士会所属)	大阪市北区西天満 2-10-2 幸田ビル 12F 高澤嘉昭法律事務所
理事	枇杷田泰助	財団法人民事法務協会顧問	東京都目黒区中根 1-10-8
理事	福川 伸次	株式会社電通電通総研研究所長	東京都中央区銀座 7-4-17 電通銀座ビル
理事	桑井 新一	財団法人台湾協会理事長	東京都大田区下丸子 4-26-2-906
理事	渡邊 悟朗	弁護士(神戸弁護士会所属)	神戸市中央区相生町 4-5-16 渡邊悟朗法律事務所
理事	稻葉 興作	石川島播磨重工業株式会社会長	東京都千代田区大手町 2-2-1
理事	江尻宏一郎	三井物産株式会社相談役	東京都千代田区大手町 1-2-1
理事	大西 正文	大阪瓦斯株式会社相談役	大阪市中央区平野町 4-1-2
理事	片田 哲也	株式会社小松製作所会長	東京都港区赤坂 2-3-6
理事	川上 哲郎	住友電気工業株式会社相談役	大阪市中央区北浜 4-5-33

役 職	氏 名	現 職	住 所
理 事	佐々木 元	日本電気株式会社社長	東京都港区芝 5-7-1
理 事	新宮 康男	住友金属工業株式会社名誉会長	大阪市中央区北浜 4-5-33
理 事	高垣 佑	株式会社東京三菱銀行会長	東京都千代田区丸の内 2-7-1
理 事	千速 晃	新日本製鐵株式会社社長	東京都千代田区大手町 2-6-3
理 事	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社社長	豊田市トヨタ町 1
理 事	那須 翔	東京電力株式会社相談役	東京都千代田区内幸町 1-1-3
理 事	西室 泰三	株式会社東芝社長	東京都港区芝浦 1-1-1
理 事	根本 二郎	日本郵船株式会社社長	東京都千代田区丸の内 2-3-2
理 事	樋口 公啓	東京海上火災保険株式会社社長	東京都千代田区丸の内 1-2-1
理 事	樋口廣太郎	アサヒビール株式会社名誉会長	東京都墨田区吾妻橋 1-23-1
理 事	前田勝之助	東レ株式会社社長	東京都中央区日本橋室町 2-2-1
理 事	槇原 稔	三菱商事株式会社社長	東京都千代田区丸の内 2-6-3
理 事	増田 信行	三菱重工業株式会社社長	東京都千代田区丸の内 2-5-1
理 事	松下 正治	松下電器産業株式会社社長	門真市大字門真 1006
理 事	三田 勝茂	株式会社日立製作所相談役	東京都千代田区神田駿河台 4-6
理 事	三野 重和	株式会社クボタ相談役	大阪市浪速区敷津東 1-2-47
理 事	宮崎 勇	関西電力株式会社相談役	大阪市北区中之島 3-3-22
理 事	宮津純一郎	日本電信電話株式会社社長	東京都新宿区西新宿 3-19-2
理 事	谷代 正毅	株式会社日本興業銀行常務 執行役員	東京都千代田区丸の内 1-3-3
理 事	弓倉 礼一	旭化成工業株式会社相談役	東京都千代田区有楽町 1-1-2
理 事 (事務局長)	金子 浩之	財団法人国際民商事法センター 事務局長	東京都港区赤坂 1-6-7
監 事	木村 榮作	弁護士(第一東京弁護士会所属)	東京都中央区日本橋 3-1-3 日本橋長門ビル7F 木村法律事務所
監 事	中川 英彦	住商リース株式会社副社長	千葉市美浜区中瀬 1-7-1

財団法人国際民商事法センター評議員名簿

個人 13名
法人 24名

(平成12年5月23日現在)

氏 名	現 職	住 所
石川 正	弁護士(大阪弁護士会所属)	大阪市北区堂島 1-1-5 梅田新道ビルディング 803 大江橋法律事務所
小野 昌延	弁護士(大阪弁護士会所属)	大阪市北区芝田 1-1-4 阪急ターミナルビル 9F
河本 一郎	弁護士(大阪弁護士会所属)	大阪市中央区北浜 2-6-22 和光証券ビル 8F 河本三浦法律事務所
熊谷 信昭	大阪大学名誉教授	西宮市甲陽園目神山町 25-30
竹下 守夫	駿河台大学学長	飯能市阿須 698 駿河台大学法学部
栃木庄太郎	法務総合研究所総務企画部長	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
長島 安治	弁護士(第一東京弁護士会所属)	東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル 長島大野常松法律事務所
中野貞一郎	奈良産業大学教授	東大阪市永和 2-21-25
西 迪雄	弁護士(第二東京弁護士会所属)	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 1351 区 西綜合法律事務所
野田 愛子	弁護士(第一東京弁護士会所属)	東京都千代田区平河町 1-7-11 平河町根本ビル 6F 野田相原石黒法律事務所
前田 宏	弁護士(第二東京弁護士会所属)	東京都中央区銀座 4-5-1 教文館聖書館ビル 6F
本林 徹	弁護士(東京弁護士会所属)	東京都千代田区丸の内 1-1-2 NKKビル 森綜合法律事務所
森島 昭夫	財団法人地球環境戦略研究機関 理事長	東京都千代田区内幸町 2-2-1 日本プレスセンタービル 3 階 財団法人地球環境戦略研究機関
愛甲 次郎	ソニー株式会社顧問	東京都品川区北品川 6-7-35
秋草 直之	富士通株式会社社長	川崎市中原区上小田中 4-1-1
安西 邦夫	東京瓦斯株式会社会長	東京都港区海岸 1-5-20
伊藤 助成	日本生命保険相互会社会長	大阪市中央区今橋 3-5-12
井口 武雄	三井海上火災保険株式会社社長	東京都千代田区神田駿河台 3-9
氏家 純一	野村證券株式会社社長	東京都中央区日本橋 1-9-1

氏 名	現 職	住 所
兼子 勲	日本航空株式会社社長	東京都品川区東品川 2-4-11 JALビルディング
亀井 俊郎	川崎重工業株式会社社長	神戸市中央区東川崎町 3-1-1
北岡 隆	三菱電機株式会社相談役	東京都千代田区丸の内 2-2-3
清田 瞭	大和証券 SBキャピタル・マネージ 株式会社社長	東京都中央区八重洲 1-3-5
佐伯 尚孝	株式会社三和銀行相談役	東京都千代田区大手町 1-1-1
瀬谷 博道	旭硝子株式会社会長	東京都千代田区丸の内 2-1-2
高野 泰明	三洋電機株式会社副会長	守口市京阪本通 2-5-5
辻 亨	丸紅株式会社社長	東京都千代田区大手町 1-4-2
島井信一郎	サントリー株式会社社長	大阪市北区堂島浜 2-1-40
西尾 哲	日商岩井株式会社相談役	東京都港区赤坂 2-4-5
丹羽宇一郎	伊藤忠商事株式会社社長	東京都港区北青山 2-5-1
橋本 徹	株式会社富士銀行会長	東京都千代田区大手町 1-5-5
三浦 昭	三菱化学株式会社会長	東京都千代田区丸の内 2-5-2
宮内 義彦	オリックス株式会社会長	東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル
向笠 慎二	株式会社大林組社長	東京都港区港南 2-15-2 品川インターシティB棟 25 階
森 英雄	住友化学工業株式会社会長	大阪市中央区北浜 4-5-33
森川 敏雄	株式会社住友銀行会長	大阪市中央区北浜 4-6-5
山本 兵蔵	大成建設株式会社会長	東京都新宿区西新宿 1-25-1

財団法人国際民商事法センター学術評議員名簿

個人 22名

(平成12年5月23日現在)

氏 名	現 職	住 所
池田 辰夫	大阪大学教授	豊中市待兼山町 1-6 大阪大学法学部
生駒 啓	弁護士	箕面市箕面 8-14-33
射手矢好雄	弁護士(第二東京弁護士会所属)	東京都千代田区丸の内 1-1-2 NKKビル 森綜合法律事務所
奥島 孝康	早稲田大学総長	東京都新宿区戸塚町 1-104 早稲田大学総務部秘書課
堀谷 玄	最高裁判所判事	東京都千代田区隼町 4-2 最高裁判所堀谷裁判官室
柏木 昇	東京大学教授	東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部付属比較法政国際センター
川島 慶雄	帝塚山大学教授	奈良市帝塚山 7-1-1 帝塚山大学
川又 良也	大阪国際大学教授	枚方市杉 3-50-1 大阪国際大学庶務
北川善太郎	名城大学教授	京都市左京区聖護院円頓美町 47-5 京都グランドハイヴ 701
小島 武司	中央大学教授	東京都八王子市東中野 742 中央大学
佐々木雄太	名古屋大学教授	名古屋市千種区不老町
志村 治美	京都学園大学教授	京都市右京区鳴滝音戸山町 4-60
曾野 和明	帝塚山大学教授	奈良市帝塚山 7-1-1 帝塚山大学
中務嗣次郎	弁護士(大阪弁護士会所属)	大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル 中央総合法律事務所
野村 好弘	東京都立大学教授	東京都八王子市南大沢 1-1 東京都立大学法学部
濱田 邦夫	弁護士(第二東京弁護士会所属)	東京都千代田区鍛ヶ関 3-2-5 鍛ヶ関ビル 25F 濱田松本法律事務所
原 清	公証人	大阪市天王寺区東高津町 11-9 上六公証役場
星野 英一	東京大学名誉教授	東京都豊島区西池袋 5-20-11
前田 庸	学習院大学教授	東京都豊島区目白 1-5-1 学習院大学

氏 名	現 職	住 所
松島 洋	弁護士(第一東京弁護士会所属)	東京都港区六本木 7-8-25-702 龍土総合法律事務所
柳田 幸男	弁護士(東京弁護士会所属)	東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 1310 柳田野村法律事務所
湯浅 道男	愛知学院大学教授	日進市岩崎町阿良池 12 愛知学院大学学生課

平成 11 年度 事業報告書

(平成 11 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日)

1 役員会の開催

(1)第八回理事会

第八回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 11 年 5 月 20 日 16:00 ～ 17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事 35 名

(本人出席 10 名、代理人出席 20 名、書面による表決権行使者 5 名)

岡村泰孝理事長が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ全員一致をもって承認可決した。

議案：評議員推薦の件

学術評議員推薦の件

平成 10 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

平成 11 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

(財)民事法務協会顧問 枇杷田 泰助

法務総合研究所所長 河内 悠紀

今回推薦された評議員、学術評議員は以下の方々であり、上記議決にもとづき、平成 11 年 5 月 20 日付で伊藤正会長より委嘱された。

(新任) 評議員	法務総合研究所総務企画部長	栃木 庄太郎
----------	---------------	--------

(再任) 学術評議員	弁護士 (第二東京弁護士会所属)	射手矢 好雄
------------	------------------	--------

同	弁護士 (大阪弁護士会所属)	中務 嗣治郎
---	----------------	--------

(2)第七回評議員会

第七回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 11 年 5 月 20 日 16:00 ～ 17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員 37 名

(本人出席 3 名、代理人出席 30 名、書面による表決権行使者 4 名)

前田宏評議員が岡村泰孝理事長から議長に指名され、理事長から諮問された以下の議案につき審議した結果、いずれの議案についても原案通り異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決した。

議案：平成10年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
平成11年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

弁護士 西 迪雄

弁護士 野田 愛子

2 法整備支援受託事業並びに同関連事業

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

平成11年度も国際協力事業団より年2回の研修を受託した。

①第8回ベトナム研修

研修期間：平成11年6月7日～7月2日（4週間）

研修実施場所：法務省法務総合研究所

研修主要内容：刑事実体法、刑事裁判、刑事補償・国家賠償、経済犯罪、司法における弁護士の役割、司法における国際協力

講師：岡村泰孝理事長他、法務省法務総合研究所・アジア極東犯罪防止研修所・訟務局、警察庁、ワシントン大学、東京大学、住友商事㈱からの専門家、弁護士

表敬及び見学：法務省大臣官房総務審議官を表敬訪問。
国会議事堂、最高裁、東京地裁、更正保護法人東京実華道場ステップ押上、アジ研を見学。また奈良において東大寺及び奈良県警察通信司令室、京都において京都市内と京都刑務所を見学。

(当財団主催歓迎昼食会開催)

日時：平成11年6月7日 12:00～13:00

場所：法曹会館 富士の間

出席者：ベトナム研修員10名、研修監理員3名、法務省及び当財団関係者7名

(当財団主催研修員懇談会開催)

住友商事㈱を訪問し、同社情報調査部比賀江克之部長代理の講義を受講、終了後同社関係者を交え懇談会を開催した。

日時：平成11年6月15日 17:30～19:30

場所：住友商事㈱竹橋ビル 1651号室

出席者：ベトナム研修員10名、研修監理員2名、住友商事㈱4名、法務省及び当財団関係者4名

(ベトナム国グエン・ディン・ロック司法大臣一行との懇談会開催)

上記研修期間中、ロック司法大臣以下6名が平成11年6月14日から21日まで訪日、外務省、JICA、法務省、検察庁、上智大学、日弁連、名古屋大学等を訪問し、ベトナムに対する支援を要請した。

当財団は、法務省とともにこの機会に懇談会を共催した。

日 時： 平成11年6月16日 17:45～19:15

場 所： 法曹会館 富士の間

出席者： ベトナム側7名、通訳5名、法務省及び当財団関係者31名

第8回ベトナム研修員：

グエン・クオック・ヴィエト	司法省刑事行政法務局長
クアット・ヴァン・ガー	最高人民検察庁検察理論研究所所長
グエン・ミン	ハノイ人民裁判所副所長
ブイ・マイ・クオン	首相府法制局法務専門官
グエン・ティ・ホン・トゥイ	司法省下級裁判所管理局次長
ホアン・ヴァン・ハイン	ハノイ法科大学刑事訴訟法科学科長
グエン・ヴァン・ホウエン	ハノイ法科大学講師
ドラン・ティ・ミン・フォン	司法省民事執行局専門官
ダン・タイ・ソン	司法省刑事行政法務専門官
ホアン・ゴック・タイン	最高人民裁判所裁判理論研究所法務専門官

②第9回ベトナム研修

研 修 期 間： 平成11年10月4日～10月29日（4週間）

研修実施場所： 法務省法務総合研究所

研修主要内容： 不法行為責任、契約責任、製造物責任法、国家賠償法、知的財産権と民事責任、日本の弁護士制度・裁判制度・保険制度

講 師： 三ヶ月章特別顧問、森島昭夫評議員、栃木庄太郎評議員、最高裁、法務省訟務局・法務総合研究所、東京海上火災保険㈱、明治大学、聖心女子大学、中央大学、光和総合法律事務所からの専門家

表敬及び見学： 法務事務次官、法務総合研究所長、京都地方法務局長を表敬訪問、国会、最高裁、東京地裁、司法研修所、京都地方法務局、光和総合法律事務所、東京海上火災保険㈱、松下電器産業㈱、サントリー㈱等を見学、また金沢市内及び京都市内を見学。

(ベトナム国法整備支援研修 in 金沢)

当財団の会員であり支援組織でもある石川国際民商事法センターと北國新聞社が主催、当財団後援による講演会を開催。同センターのお世話で金沢を訪問した下記研修員も参加し、ヒエン団長がベトナム司法の現状についてスピーチを行った。

日 時： 平成11年10月19日 16:00～17:00

場 所： 北國新聞会館 20階ホール

講 師： 河本一郎評議員・神戸大学名誉教授

演 題： 日本のコーポレート・ガバナンスにおいて最も重要なものは何か

(第9回ベトナム研修員及びベトナム最高人民検察院研修研修員との懇談会開催)

本研修と平行し、ベトナム最高人民検察院研修が、国連開発計画(UNDP)と国際協力事業団の共同プロジェクトとして、法務総合研究所により平成11年10月18日から11月5日の間行われた。

当財団は両研修の研修員及び関係者を招待し懇談会を開催した。

日 時： 平成11年10月25日 18:00～19:30

場 所： 新宿サミットクラブ

出席者： 第9回ベトナム研修研修員10名、ベトナム最高人民検察院研修員10名、研修監理員4名、法務省及び当財団関係者34名

第9回ベトナム研修員：

グエン・トゥイ・ヒエン	司法省民事経済法局次長
ホアン・フォック・ヒエブ	司法省国際協力局次長
カオ・タイン	バック・カン省法務部長兼主席執行官
ファン・ドゥイ・ホン	ハ・ティン省法務部長
ファム・タイン・ビン	最高人民裁判所民事部判事
ダン・ティ・フォン	最高人民検察院上席検察官
フアン・チョン・ホエ	司法省副大臣秘書官
グエン・バイ・エン	司法省人事研修局法務専門官
マック・ティ・ホア	司法省民事経済法局法務専門官
グエン・ティ・ハオ	司法省国際協力局法務専門官

(2) 国際民商事法研修（マルチ研修）

平成11年度も、平成10年度と同様カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナムの6ヶ国からの計11名の研修員に、日本人研修員6名が加わり、合計17名により以下の通り実施された。

第4回マルチ研修

研 修 期 間： 平成12年1月24日～2月25日（5週間）

研修実施場所： 国際協力事業団 大阪国際センター 1/24～2/7、2/17～2/25
法務総合研究所 2/8～2/16

研修主要内容： 国際取引と法インフラ、アジアの法制度・法体系、民法、会社法、日本の裁判制度、企業の経済活動、経済法、不動産取引と銀行実務、アジア太平洋地域の倒産法制度比較、企業活動と弁護士の役割

講 師： 三ヶ月章特別顧問、石川正評議員、池田辰夫学術評議員他、大阪大学、京都大学、名古屋大学、神戸大学、広島大学、大阪地裁、住友商事㈱、アジア開発銀行研究所、㈱東京三菱銀行、関西電力㈱からの専門家

表敬及び見学： 大阪では大阪法務局長を表敬訪問し、同法務局、大阪地裁、大江橋法律事務所、関西電力㈱を見学。東京では法務事務次官を表敬訪問し、国会、最高裁、司法研修所、㈱東京三菱銀行及び東京都内を見学。

(当財団主催第4回国際民商事法研修住友商事昼食会)

住友商事㈱対外企画部藤田徹次長による講義を受講のため、同社を訪問した機会に当財団主催の昼食会を開催し伊藤会長他と懇談。

日 時： 平成12年2月9日 12:00～13:00

場 所： 住友商事㈱竹橋ビル 1650号室

出席者： 外国人研修員11名、日本人研修員5名、研修監理員1名、住友商事㈱4名、法務省及び当財団関係者5名

(第4回国際民商事法研修・研修員との懇談パーティー開催)

当財団は、同研修員と関西の役員、関係者との交流を深めるため以下の通り懇談パーティーを開催した。

日 時： 平成12年2月24日 17:30～19:30

場 所： メルパルク大阪 5階 鳳凰の間

出席者： 外国人研修員11名、日本人研修員5名、研修監理員4名、関西アジア民商事法研究会メンバー、ADR調査研究会メンバー他28名、法務省、JICA、当財団関係者23名

研修員：(カンボジア)

シナ・チャン 商務省法務局担当官

ブントゥ・ホン 司法省法務担当官

(中国)

チェン・ジジョン 最高人民法院判事補

(ラオス)

サホアン・サワン 訟務観光省次長

ボーゲン・チャンタナコーン ヲイエンチャン県人民法院判事兼法科大学講師

(モンゴル)

ドゥラム・ソガー 司法省秘書官

ダッシュ・ビレグドルジェ 外務省国際法条約局上席担当官

(ミャンマー)

キン・マー・イー ヤンゴン大学教授

トゥ・トゥ・ヌエ 司法省法律顧問局次長

(ベトナム)

ホ・フン・ファム 司法省国際法協力局法務専門官

ブイ・フィ・サン 貿易省多角貿易政策局担当官

(日本)

仁分 久弥子 新日本製鐵㈱総務部国際法規グループ

大田 晃央 住友商事㈱文書部兼法務部

棉部 秀樹 住友商事㈱法務部

榊原 信次 名古屋地方裁判所判事

伊藤 隆 法務省訟務局民事訟務課

齋藤 雄彦 大阪地方検察庁検事

(3)ベトナム・カンボジア法制度整備支援

平成10年度に引き続き国際協力事業団と平成11年度ベトナム・カンボジア重要政策
中枢支援「法制度整備」国内支援委員会運営等に関する業務委託契約を締結し、当財団
は日本側に設置された下記委員会、作業部会の事務局業務を請け負った。

①ベトナム法制度整備

ベトナム法制度整備については、国内支援委員会出席委員に対する謝金、旅費交通
費の支給及び関係者への資料の送付等、同委員会運営業務の一部を担当。

ベトナム法制度整備国内支援委員会委員

森島 昭夫（委員長）	上智大学法学部名誉教授
新美 育文	明治大学法学部教授
鮎京 正訓	名古屋大学大学院国際開発研究科教授
矢吹 公敏	東京弁護士会弁護士

②カンボジア法制度整備

国内支援委員会は、平成10年度とほぼ同じメンバーにより活動、年4回の会議を
開催し支援体制の改革等を協議。当財団は委員に対する謝金、旅費交通費の支給、
資料の送付等、同委員会運営業務の一部を担当。

カンボジア法制度整備国内支援委員会委員

森島 昭夫（委員長）	上智大学法学部名誉教授
上原 敏夫	一橋大学法学部教授
鮎京 正訓	名古屋大学大学院国際開発研究科教授
四本 健二	名古屋経済大学法学部助教授
矢吹 公敏	東京弁護士会弁護士
寺脇 一峰	法務省法務総合研究所総務企画部副部長
林 眞琴	法務大臣官房秘書課企画室長

民法作業部会、民事訴訟法作業部会は平成10年12月から本格稼働を開始し、3
年程度でカンボジア国に対し両法草案を提出することを目標に、両部会とも月1回
のペースで部会を開催しており、当財団事務所会議室を会場拠点としている。当財
団は会議の設定、委員との連絡、会議資料準備、資料整理保管、議事録の作成、委
員への謝金、旅費交通費の支給等事務業務全般を担当する他、各委員が分担してカ
ンボジアに出向き、現地司法省関係者を行うワークショップについて、JICA から
長期派遣されている専門家（2名）との連絡や資料授受などの業務にも協力してい
る。（委員の増員に対処のため会議室拡張工事を行った。）

民法作業部会委員

森島 昭夫（部会長）	上智大学法学部名誉教授
浦川 道太郎	早稲田大学法学部教授

鎌田 薫	早稲田大学法学部教授
山本 豊	上智大学法学部教授
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
新美 育文	明治大学法学部教授
能見 善久	東京大学法学部教授
南 敏文	横浜地裁判事
野村 豊弘	学習院大学法学部教授
佐藤 恵太	中央大学法学部教授
棚村 政行	早稲田大学法学部教授
相沢 哲	法務省民事局付
亀田 哲	法務総合研究所総務企画部室長研究官

民事訴訟法作業部会委員

竹下 守夫（部会長）	駿河台大学学長
上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科助教授
松下 淳一	学習院大学法学部教授
三木 浩一	慶応大学法学部教授
池田 辰夫	大阪大学大学院法学研究科教授
大村 雅彦	中央大学法学部教授
柳田 幸三	東京高裁判事
春日 偉知郎	筑波大学大学院経営政策科学研究科教授
千葉 和則	法務総合研究所研修第三部教官
坂本 三郎	法務省民事局付

現地ワークショップの開催

（民法）

- イ. 平成11年7月20日～22日
担 当： 浦川教授・松本教授
テーマ： 土地法、担保物権と知的財産法、今後の起草方針
- ロ. 平成11年8月9日・10日
担 当： 森島教授・新美教授・南判事
テーマ： 法人、戸籍法、国際私法
- ハ. 平成11年11月10日～12日
担 当： 能見教授・鎌田教授
テーマ： 債務法（債権編）、債権担保、契約各論
- ニ. 平成12年3月
担 当： 新美教授・野村教授
テーマ： 人的担保、担保物権

（民事訴訟法）

- イ. 平成11年6月29日～7月1日
担 当： 上原教授・三木教授・大村教授

テーマ： 調査手続、裁判官の決定、附帯私訴

Ⅷ. 平成11年8月12日・13日

担当： 竹下学長・池田教授・松下教授

テーマ： 民事保全制度、附帯私訴、民訴法の全体構成

Ⅸ. 平成11年12月27日・28日

担当： 池田教授・大村教授・山本助教授

テーマ： 条文案、趣旨説明

(カンボジア法整備調査団派遣)

国際協力事業団は、これまでの事業実績の評価と新年度の事業内容詳細打合せのため、下記ミッションを派遣することとなり、これに法務省及び財団から4名がオブザーバーとして参加した。

ミッション

(団長) 森島昭夫	上智大学教授、国内支援委員会委員長、民法作業部会部会長
千葉和則	法総研研修第3部教官、民訴法作業部会委員
矢吹公敏	東京弁護士会弁護士、国内支援委員会委員
相馬厚	JICA アジア第1部インドシナ課(カンボジア担当)
甲斐峰雄	日本国際協力センター(JICE)研修監理員(通訳)

法務省特別参加

林 眞琴	法務大臣官房秘書課企画室長、国内支援委員会委員
植田廉太郎	法総研総務企画部大阪センタープロジェクトチーム係長
伊良原久永	法総研総務企画部総務課係長

財団特別参加

金子浩之	財団法人国際民商事法センター事務局長
------	--------------------

期間 3月26日～3月31日

(4) その他諸国研修等

第2回ラオス国法整備支援研修

同国の要請にもとづき、昨年度に引き続いて同国の法整備の支援を図る目的で、国際協力事業団、法務省、名古屋大学が協力し、基本法、経済法、司法制度などの日本の法制度を紹介するための研修が平成11年11月8日から12月3日まで行われた。

研修員： アンボンナリー・ケオラ 首相府国内投資管理官房官房長他9名

この研修に当財団三ヶ月章特別顧問が講師をつとめたほか、当財団は平成11年11月8日、法曹会館において昼食会を主催し、同研修員との交流の機会をもった。

(5) 日韓パートナーシップ研修

日本の法務省及び韓国の大法院(最高裁)は、民事行政の分野について、相互に研修、研究を行い、両国参加職員の相互理解を深め、かつ両国の制度の発展と実務の改善に寄

与させ、両国間のパートナーシップを醸成することを目的とする日韓パートナーシップ研修の実施について基本合意に達し、第一回パートナーシップ研修を実施した。当財団はこの研修の運営費を負担協力したほか9月2日、法曹会館において昼食会を主催し交流の機会をもった。

研修員： 韓国側 劉永善 法院行政処法政局登記課長補佐法院事務官他4名
日本側 渡邊敦夫 東京法務局新宿出張所登記相談官他4名
期 間： 日本セッション 平成11年9月2日～9月8日
於（東京） 法務総合研究所 浦安総合センター
韓国セッション 平成11年9月27日～10月1日
於（ソウル） 大法院公務員教育院

3 シンポジウム等運営事業

(1)第4回日中民商事法セミナー

平成11年度は伊藤正会長を団長とし、法務総合研究所河内悠紀所長ほか講師3名（早稲田大学法学部酒巻俊雄教授、同上村達男教授、射手矢好雄弁護士）、随員2名が訪中し、北京において、日中両国の会社法、証券法、金融制度改革をテーマに講演及び質疑討論を行った。参加者90名。

日 時： 平成11年6月10日・11日
場 所： 北京 首都大酒店
主 催： 中国 国务院経済体制改革弁公室
日本 当財団
後 援： 法務総合研究所
挨拶： 伊藤正当財団会長、河内悠紀法務総合研究所長
講 演： 中国新証券法の概要
全人代法制工作委员会副主任 卞耀武
日本証券取引法の概要と最近の改正について
早稲田大学法学部教授 上村達男
日本の金融ビックバンと金融制度改革の状況
早稲田大学法学部教授 上村達男
中国金融制度及び金融体制の改革の状況
中国人民銀行研究局局長 謝 平
中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題
森綜合法律事務所弁護士 射手矢好雄
日本会社法の最近の動向と問題点
早稲田大学法学部教授 酒巻俊雄
中国会社法の改善について
国务院経済体制改革弁公室司長 許 驊

6月10日第1日目終了後、同会場において当財団主催によりセミナー参加者全員を招待し、懇親会を開催、交流を深めた。

(2) 日越民商事法セミナー

日本のベトナムに対する法制度整備支援は1996年末に結ばれた国際協力事業団とベトナム司法省との間の契約に基づき実施されてきた。この契約は、平成11年11月に3年間の契約期限となったが、ベトナム政府の強い要請により、支援内容を一層拡大、充実させ、新たな3年間の契約が締結の運びとなった。同事業が一区切りを迎え、新しいステージに向けて両国の友好関係を一段と発展させるため国際協力事業団、法務省法務総合研究所及び当財団はベトナム司法省との共催によりハノイにおいて以下の通りセミナーを開催した。

日 時： 平成11年11月17日・18日

場 所： HANOI DAEWOO HOTEL

主 催： 日本側 国際協力事業団、法務総合研究所、当財団
ベトナム側 ベトナム司法省

テ ー マ： ベトナム契約法と日本及び中国法との比較検討

参加人数： 120名

プログラム： 総合進行司会 ハ・フウ・クオン ベトナム司法省次官
森島昭夫 上智大学教授

(11月17日)

開会挨拶 ベトナム側 グエン・ディン・ロック司法大臣

日 本 側 伊藤正財団法人国際民商事法センター会長
橋本庄太郎法務総合研究所総務企画部長
地曳隆紀 JICA ベトナム事務所長

基調講演 日本国の近代化(1868年)以後の法制度構築の歴史
三ヶ月章 特別顧問

講 演 契約法の原理と日本民法典

森島昭夫 上智大学教授

裁判所における契約紛争解決に対するベトナム民法の各規定の適用の実際

ディン・ゴク・ヒイエン 最高人民裁判所司法科学研究所次長

涉外契約の要点

小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士

ベトナム民法の中の債務履行の担保に関する一般的諸規定

ディン・ヴァン・ターン ハノイ法科大学民法学科副科長

ベトナム民法における契約法規の位置と役割

グエン・ドク・ジャオ司法大臣官房法律普及教育部次長

(11月18日)

講 演 中国統一契約法の基本理念と特色

鈴木賢 北海道大学教授

質疑応答

当財団は初日講演終了後、セミナー参加者全員を招待し同会場において懇親パーティーを開催し交流を深めた。また二日目セミナー終了後、ベトナム法制度整備支援フェーズ2の新鑑定書の調印式が行われ、関係者立ち会いのもとグエン・ディン・ロック司法大臣と森島昭夫上智大学教授により調印された。

日本側ミッションは、この機会にベトナム司法大臣、最高人民検察院、最高人民裁判所、日本大使館、JICA ベトナム事務所を表彰訪問するとともに、ファム・ザー・キエム、ベトナム副首相と親しく面談する機会をもつことができた。

ホーチミン講演会

日本での研修に参加されたドン・ティ・アイン、ホーチミン市人民裁判所裁判長からは是非ホーチミン市においても講演会を開催してほしいとの要望があり、ハノイでのセミナーの翌日11月19日ホーチミン市においてホーチミン日本商工会の協力を得て、ハノイセミナーの報告と講演会を開催した。参加者60名。

日 時： 平成11年11月19日 16:00～18:15

場 所： ホーチミン市ニューワールドホテル

プログラム： 開会挨拶 伊藤正会長

講演 三ヶ月章特別顧問（ハノイ講演と同じテーマ）

講演 小杉丈夫理事（ハノイ講演と同じテーマ）

講演会終了後、当財団主催により懇親パーティーを開催、参加者と交流を深めた。

(3) 他団体との共催事業

当財団は次の催しに参加協力した。

①ローエイシア第16回ソウル大会

日 時： 平成11年9月7日～11日

会 場： 韓国ソウル・ホテルロッテ

テ ー マ： 21世紀におけるアジア太平洋地域における法律家の役割

当財団出席者： 岡村泰孝理事長、法務総合研究所研修第一部麻生光洋部長、
相沢繁昌事務局次長

②中国全人代法制工作委员会物権法考察団

日中法律家交流協会の招待による物権法考察団一行（団長全人代常務委員会法制工作委员会胡康生副主任ほか7名）が来日、以下の通り懇談会を開催した。

日 時： 平成10年11月11日 10:30～13:30

会 場： 法曹会館

当財団出席者： 岡村泰孝理事長、三ヶ月章特別顧問、星野英一学術評議員、
松島洋学術評議員、金子祐之事務局長
尚、企業会員から日商岩井株式会社取締役及び明治学院大学法学部河
村寛治教授にも特別参加いただいた。

③法整備支援連絡会

日 時： 平成12年1月12日 13:00～17:30 17:45より懇談会
会 場： 法務省
主 催： 法務省法務総合研究所
後 援： 国際協力事業団
出 席： 法整備支援に関与している当財団含む国内28機関

4 調査研究事業

(1)アジア・太平洋諸国倒産法研究

平成9年、10年の2年度にわたり実施したアジア・太平洋諸国倒産法研究会の最終総
まとめとして、研究成果及びシンポジウムの内容を下記のとおり出版。

「アジア・太平洋諸国における倒産法制について」

平成11年10月出版 発売元(社)商事法務研究会

「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法について」

英語版 平成12年4月出版

日本語版 平成12年5月出版

(2)ADR(Alternative Dispute Resolution)調査研究

アジア・太平洋諸国の裁判外紛争処理制度の実態を比較検討し、あわせこれら国々との
相互理解に貢献し、また市場経済に移行しつつある国々の法整備支援にも役立たせるこ
とを目的として、平成11年11月アジア・太平洋諸国 ADR 調査研究会を発足させた。
座長には大阪大学大学院池田辰夫教授にお願いし、以下の関西の学者、実務家にメンバ
ーになっていただいた。研究対象国はオーストラリア、インドネシア、シンガポール、
タイ、韓国、中国とし、本年度はメンバーによりタイ、韓国において予備調査を行った
ほか、参考文献のリストアップ、各国に出すアンケート案の作成、専門家よりのヒアリ
ング等を実施した。平成12年度は各国の実態調査研究を本格的に行い、平成14年2
月に各国より専門家を招へいし、国際シンポジウムを開催する予定としている。

メンバー（座長）池田 辰夫 大阪大学大学院法学研究科教授
中野 俊一郎 神戸大学法学部教授
田邊 誠 広島大学法学部教授
小原 正敏 きつかわ総合法律事務所弁護士
上田 卓哉 同 弁護士
金子 由芳 広島大学大学院国際開発研究科助教授
原 克也 最高裁判所事務総局民事局局付

高山 崇彦 法務省民事局局付
亀田 哲 法務総合研究所総務企画部室長研究官
鳥丸 忠彦 同 主任研修専門官

予備調査

出張者： 大阪大学大学院池田辰夫教授、広島大学大学院金子由芳助教授、
法務総合研究所鳥丸忠彦主任研修専門官
期 間： 平成11年9月21日～9月25日
出張先： タイ バンコク
訪問先： 投資委員会ナガイ氏、タマサート大学法学部、司法省仲裁局、
バンコク日本商工会議所、タイ・トーメン、小野弁護士、日本
貿易振興会、住友銀行、タイ住友商事

(注)韓国予備調査は次項(3)②参照。

(3)海外現地調査

①ベトナム法制度整備フェーズ2調査団同行

出張者： 法務総合研究所総務課松井登課長
期 間： 平成11年8月2日～7日
出張先： ベトナム ハノイ

②韓国における仲裁制度調査

出張者： 大阪大学大学院池田辰夫教授、相沢繁昌事務局次長
期 間： 平成11年9月6日～7日
出張先： 韓国ソウル 金&張法律事務所、韓国商事仲裁院

(4)図書・資料の配布

平成9年度のアジア・太平洋諸国倒産法研究会の研究と、平成9年11月開催の「アジア太平洋諸国における倒産法制について」の国際シンポジウムの成果をとりまとめ「アジア・太平洋諸国における倒産法制」アジア・太平洋比較法制シリーズ1、として当財団監修、アジア・太平洋倒産法制研究会編集により出版し会員に配布した。(この本は、(社)商事法務研究会により定価¥3,700で発売されている。)

引き続きアジア・太平洋比較法制シリーズ2として平成12年5月発行予定の「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法について」も当財団会員に配布を予定している。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」

- 第8号 平成11年6月発行
平成10年度事業報告書、平成11年度事業計画書
第2回国際民商事法研修員研修レポートを掲載
- 第9号 平成11年10月発行
第4回日中民商事法セミナー特集
- 第10号 平成12年1月発行
日越民商事法セミナー特集

(2)「ICCLC NEWS LETTER」

- 第9号 平成11年12月発行
日韓パートナーシップ研修
ベトナム国法整備支援研修 in 金沢での河本一郎神戸大学名誉教授講演
- 第10号 平成12年3月発行
ベトナム法整備支援フェーズ2
ベトナム・カントリーレポート

6 平成11年度会員の移動

	<u>平成11年3月末</u>	<u>平成12年3月末</u>	<u>増減</u>
理事会社	25	25	0
評議員会社	26	26	0
一般法人会社/団体	119	103	-16
計	170社	154社	

収支計算書

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	100,000	50,335	49,665
2 会費収入	44,000,000	43,080,000	920,000
3 法整備支援受託事業収入	17,000,000	16,958,334	41,666
4 雑収入	0	36,958	△36,958
当期収入合計(A)	61,100,000	60,125,627	974,373
前期繰越収支差額	22,319,000	22,319,138	△138
収入合計(B)	83,419,000	82,444,765	974,235
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費	17,000,000	13,939,539	3,060,461
法整備支援関連事業費	10,900,000	10,810,143	89,857
シンポジウム等運営事業費	13,500,000	14,705,136	△1,205,136
調査研究事業費	8,100,000	6,338,675	1,761,325
広報事業費	2,100,000	1,487,513	612,487
事業費計	51,600,000	47,281,006	4,318,994
2 管理費			
会議費	1,000,000	982,288	17,712
事務管理費	4,290,000	3,371,170	918,830
賃借料	5,810,000	5,709,180	100,820
人件費	3,500,000	3,108,543	391,457
管理費計	14,600,000	13,171,181	1,428,819
3 固定資産関係費	800,000	594,510	205,490
4 予備費	1,000,000	0	1,000,000
当期支出合計(C)	68,000,000	61,046,697	6,953,303
当期収支差額(A)-(C)	△6,900,000	△921,070	△5,978,930
次期繰越収支差額(B)-(C)	15,419,000	21,398,068	△5,979,068

正味財産増減計算書

平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 増加原因の部			
1 基本財産運用収入		50,335	
2 会費収入		43,080,000	
3 法整備支援受託事業収入		16,958,334	
4 雑収入			
受取利息	31,418		
雑収入	5,540		
		36,958	
合 計			60,125,627
II 減少原因の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費	13,939,539		
法整備支援関連事業費	10,810,143		
シンポジウム等運営事業費	14,705,136		
調査研究事業費	6,338,675		
広報事業費	1,487,513		
		47,281,006	
2 管理費			
会議費	982,288		
事務管理費	3,371,170		
賃借料	5,709,180		
人件費	3,108,543		
		13,171,181	
合 計			60,452,187
当期正味財産増加額			△326,560
前期繰越正味財産額			79,019,180
期末正味財産合計額			78,692,620

貸 借 対 照 表
平成12年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金	17,360		
(2)銀行預金	20,691,869		
(3)未収金	3,074,810		
流動資産合計		23,784,039	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	50,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
(2)器具備品	2,710,455		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,338,700		
その他の固定資産合計	7,294,552		
固定資産合計		57,294,552	
資産合計			81,078,591
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,385,971		
流動負債合計		2,385,971	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,385,971
III 正味財産の部			
正味財産			78,692,620
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(△326,560)
負債及び正味財産合計			81,078,591

財産目録

平成12年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	17,360	
普通預金東京三菱銀行 新赤坂支店	10,309,362	
日本興業銀行 預金融資事務部	104,231	
住友銀行 虎ノ門支店	69,497	
富士銀行 虎ノ門支店	69,620	
さくら銀行 本店公務部	69,642	
三和銀行 東京営業部	69,517	
定期預金東京三菱銀行 新赤坂支店	10,000,000	
未收受託事業収入 国際協力事業団	3,074,810	
流動資産合計		23,784,039
2 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金東京三菱銀行 新赤坂支店	10,000,000	
日本興業銀行 預金融資事務部	10,000,000	
住友銀行 虎ノ門支店	7,500,000	
富士銀行 虎ノ門支店	7,500,000	
さくら銀行 本店公務部	7,500,000	
三和銀行 東京営業部	7,500,000	
基本財産合計	50,000,000	
(2) その他の固定資産		
建物付属設備	944,005	
器具備品	2,710,455	
電話加入権	301,392	
差入保証金	3,338,700	
その他の固定資産合計	7,294,552	
固定資産合計		57,294,552
資産合計		81,078,591
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金 人件費・印刷製本費等	2,385,971	
流動負債合計		2,385,971
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		2,385,971
正味財産		78,692,620

収支計算書内訳(参考)

予算:平成11年度予算 決算:平成11年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.2%(定期預金)=100 (決算)50,000×0.1%(定期預金)=50		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算		決 算
	理事・評議員会社	21,800(51社、109口)	21,800(51社、109口)
	一般会社	22,200(105社、111口)	21,280(103社、106.4口)
	計	44,000(156社、220口)	43,080(154社、215.4口)
3法整備支援受託事業収入	予 算		決 算
	ベトナム研修	7,000	3,215
	マルチ研修	4,000	2,828
	カンボジア法制度整備	6,000	10,848
	ベトナム法制度整備	0	67
	計	17,000	16,958
II 支出の部			
1事業費	予 算		決 算
法整備支援受託事業費	ベトナム研修	7,000	1,806
	マルチ研修	4,000	1,992
	カンボジア法制度整備	6,000	10,075
	ベトナム法制度整備	0	67
	計	17,000	13,940
法整備支援関連事業費	ベトナム研修	1,700	1,923
	マルチ研修	3,500	3,003
	その他諸国研修	1,000	111
	カンボジア法制度整備	2,700	4,237
	ベトナム法制度整備	0	23
	日韓パートナーシップ研修	2,000	1,513
	計	10,900	10,810
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	8,500	6,452
	日越民商事法セミナー	4,500	7,749
	他団体との共催事業	500	504
	計	13,500	14,705
調査研究事業費	倒産法研究	300	319
	ADR調査研究	2,500	2,529
	海外現地調査	2,000	857
	資料収集配布等	3,300	2,634
	計	8,100	6,339
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,200	1,089
	パンフレット作成	400	26
	郵送費	500	372
	計	2,100	1,487

	予 算	決 算
2管理費		
会議費	理事会、評議員会他役員会 600	312
	その他会議、会合費 400	670
	計 1,000	982
事務管理費		
	旅費交通費 1,400	1,312
	通信費 600	680
	備品消耗品費 550	391
	水道光熱費 230	223
	OA機器リース料 350	352
	その他諸経費 1,160	413
	計 4,290	3,371
事務所賃借料		
	家賃 4,210	4,207
	共益費 1,600	1,502
	計 5,810	5,709
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人 3,500	3,109
3固定資産関係費		
	間仕切、内装、パソコン等 800	595
	計 800	595

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター

理事長 岡村 泰孝 殿

平成12年4月13日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 中川 英彦



私たちは、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの第4期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成12年度事業計画書

(平成12年4月1日～平成13年3月31日)

1 法整備支援受託事業 (国際協力事業団主催の法整備支援事業の受託)

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ講師を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力事業団の主催する民商事分野の支援事業を受託し、実施している。

(1)ベトナム法整備支援研修 (ベトナム研修)

平成11年11月、国際協力事業団とベトナム司法省は、ベトナムの法整備支援に関する新たな3カ年契約(フェーズ2)を締結し、支援活動の一層の充実、拡大を計ることになった。その中の一環として日本での研修はこれまでの年間2回から4回に倍増され、年間約40名の研修員を受け入れる。

平成12年度ベトナム研修スケジュール

- 第10回研修 平成12年6月5日～6月30日
司法省を中心に立法関係者研修員10名
- 第11回研修 平成12年9月18日～10月13日
司法省を中心に立法関係者研修員10名
- 第12回研修 平成12年10月16日～11月10日
最高人民検察院を中心に検察官10名
- 第13回研修 平成13年2月19日～3月16日
最高人民裁判所を中心に裁判官10名

第12回研修は最高人民検察院検察官を対象とした研修となるが、ベトナムにおいては検察官が民事事件にも深くかかわるシステムがとられており、また、国際協力事業団からはベトナム研修全体の効率的運営のため、検察官研修も含め当財団に一括業務委託されることになったものであり、民商事法分野にも関連する研修として当財団の趣旨目的にも沿うものとして、協力するものである。

又、国際協力事業団は平成12年度からベトナム研修の担当窓口を八王子センターから、茨木の大阪国際センターに移管することに伴い、研修場所は大阪国際センターを中心とし、研修期間中、1週間～10日間を東京(法務総合研究所)にて実施することになる。

(2)国際民商事法研修（マルチ研修）

マルチ研修も平成12年度は第5回目を迎える。前年度と同様カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム6ヶ国から12名の研修員が来日する予定。この国際研修には、従来より日本人研修員（法務省、裁判所、企業法務）6名も加わり、5週間にわたり合宿による共同研修を行うもので、研修員相互の理解も深め、国際研修としての成果を上げている。

第5回マルチ研修 1月～2月 約5週間

研修場所：国際協力事業団 大阪国際センター

日本法制度全般（メインテーマ別途設定）

(3)カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

カンボジアの法曹関係者を対象とした研修は国際協力事業団から最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の三者が分担して委託を受け、平成7年度から実施されている。最近では受け入れる研修員の人数も15名と増加し、3週間にわたり東京の各担当関係機関により、日本の司法制度全般にわたる研修が実施されている。

当財団は、これまでカンボジア研修員のレポート発表会に出席したり、当財団関係者との懇談の機会を設け、カンボジアの法制度整備の状況、情報の取得を行って来たが、国際協力事業団と研修を分担実施している上記3機関の要請で、本研修についても平成12年度より当財団が国際協力事業団からの委託窓口となり、全体の取りまとめ事務業務を担当するとともに、本研修のより効果的、能率的運営に協力することとなった。

当財団としての具体的協力内容は、ベトナム研修を参考とし、各関係機関と打ち合わせの上、取り進めることとなる。

第6回カンボジア研修 1月～2月 約3週間 研修員15名

研修： 最高裁、法務省、日弁連

(4)カンボジア民法・民訴法特別研修（カンボジア特別研修）

下記(5)カンボジアの民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトの本格稼働に伴い、カンボジア側担当スタッフの日本法制度に対する理解の向上と現地作業のレベルアップのため実務関係者に日本に来てもらい、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会の先生方による研修を集中的に行うプロジェクトが実施されることとなった(WORK SHOP IN JAPAN)。

前項カンボジア研修に加え、この特別研修も当財団が国際協力事業団から委託を受けることとなった。下記(5)カンボジア法制度整備プロジェクトの一環であるが、

カンボジア特別研修として国際協力事業団からは別契約で受託する。

カンボジア（民訴）特別研修 平成12年7月10日～7月21日

現地民訴関係スタッフ 5名

研修： 民訴部会、法務省他

カンボジア（民法）特別研修 平成12年9月4日～9月14日

現地民法関係スタッフ 5名

研修： 民法部会、法務省他

(5)カンボジア法制度整備

平成10年10月から当財団は国際協力事業団より、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成のため設立された国内支援委員会（委員7名）、民法作業部会（委員13名）、民事訴訟法作業部会（委員13名）の運営事務業務を受託している。

各委員は数班に別れ、カンボジア現地視察、基礎調査を行い、且つカンボジアサイドの関係者とのワークショップが設けられるなど、本プロジェクトの活動が本格化しており、当年度は国内支援委員会4～5回、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会各々12回前後開催され、草案条文や現地ワークショップ用資料のクメール語への翻訳、ワークショップ録音のテープ起こし等の作業量の拡大に伴い、国際協力事業団からの委託料は大幅に増加する。

当財団としてこの運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について各部会に1名大学院生の協力者を起用して取り進めているが、当年度はこの事務局体制の一層の強化充実を計ることとしている。

本件プロジェクトは、ほぼ3年間で予定しており、平成13年度中には草案成果をカンボジア側に引き渡すことが目標である。

(6)ベトナム法制度整備

国際協力事業団とベトナム司法省との法整備フェーズ2契約の円滑な推進のため、ベトナム法制度整備国内支援委員会が設置され、総合的な企画、運営に当たっている。当財団は平成11年度よりこの国内支援委員会の事務局業務の運営を受託しており、今後フェーズ2の中でベトナム民法改正やベトナム現行法令を鳥瞰する関係資料の作成のための作業部会が設置される予定につき、個々のプロジェクトについても積極的に協力することとしている。

2 法整備支援関連事業

上記国際協力事業団からの受託事業に関連し、当財団としても諸プロジェクトを立案し、滞日中の研修員との交流の場を設け情報交換を行うと共に、日本への理解を深めていただく機会を設ける。

(1)ベトナム研修

ベトナム研修員代表によるベトナム法整備状況に関する講演会や、来日研修員と企業法務関係者との座談会などを企画し、up-to-date なベトナム法制事情について情報交換の場を設ける。各回4週間にわたる研修の講師には、当財団役員、学術評議員、企業関係者からも引き受けいただいている。また、研修期間中に、見学旅行や企業訪問等を実施し、日本側関係者との懇談会も開催する。

(2)マルチ研修

上記ベトナム研修と同様、財団関係者による講師の引き受け、来日研修員と日本側関係者との情報交換の場や、懇談の機会の設営、見学旅行、企業訪問等を実施する。尚、マルチ研修に参加する日本人研修員の費用については、原則として当財団が支援することとしている。

(3)カンボジア研修

当財団が本研修の国際協力事業団からの委託窓口となったことに伴い、本研修の円滑な取り組みと、来日研修員との友好を深めるため、当財団としての支援を行う。又、研修を実施される最高裁、法務省、日弁連とは連絡を密にし、全体の事務業務を遺漏なきよう取り進める。

(4)カンボジア特別研修

この特別研修は同国民法及び民訴法草案作成に携わる実務スタッフの研修として、又、日本側民法及び民訴法作業部会の委員との集中的な議論の場として、今後のプロジェクト推進に極めて有効なものと位置づけられる。本研修は2週間と比較的短期間であるが、最大限の効果を上げるよう、当財団としても積極的に支援を行う。

(5)カンボジア法制度整備

カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成に関する国際協力事業団からの受託事業は3年間にわたる長期プロジェクトであるが、これをより充実したものにするため、当財団としても人的、資金的に支援を行う。各作業部会の開催に当財団事務所会議室、コピー他諸設備を提供すると共に、各委員への謝金や交通費、諸会議費用等を補助する。

(6)ベトナム法制度整備

上記カンボジアと同様、国内支援委員会の運営及び個別プロジェクトの推進について、当財団予算からの資金支援及び財団関係者による人的バックアップを行うもので、事務局の協力体制も強化する。

(7)その他諸国研修等

当財団が直接国際協力事業団から業務委託を受けていない研修として、ラオス研修（名古屋大学、法務省による研修）などがあるが、当財団としても研修員と当財団関係者との交流の場を設け、当該国の法制度の最新の状況について情報の入手に努めている。この様な機会はその他アジア諸国とも増加すると思われ、当財団としても可能な範囲で支援協力することとしたい。

(8)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院（最高裁）と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を継続的に実施することについて、基本的合意に達し、昨年度からスタートした。

第2年度は、会社法及び会社登記の実務的諸問題をメインテーマとして下記スケジュールで実施の予定。

韓国セッション 5月22日～5月27日 1週間 ソウル

日本チーム4～5名が訪韓、韓国チームと共に大法院施設において研修

日本セッション 9月21日～9月27日 1週間 東京

韓国チーム4～5名が来日、日本チームと共に法務総合研究所において研修

(9)アジア開発銀行研修(ADB 研修)

アジア開発銀行の支援事業プログラムを法務省が日本側の当事者となり実施する国際研修の新規プロジェクトであり、当財団もこの研修に積極的に協力を行う。

対象 政府官吏、法律家等

時期 5月18日～7月24日 約70日間

参加国 中国、タイ、フィリピン、インド、ネパール、パキスタン6カ国から各国2名合計12名来日し、日本人研修員も2～3名参加する。

研修場所 法務総合研究所浦安センター

メインテーマ 日本法制度及びその運用システム全般

とりあえずは単年度のプロジェクトとして取り組み、この結果によりアジア開発銀行の意向、支援体制を確認し、継続的に実施するか検討のこととする。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

市場経済化を推進している中国の法制度の動向は、我が国にとっても極めて関心の強いところであり、当財団として、日中両国間の民商事法分野での一層の理解を深めるためのセミナーを毎年継続的に実施しており、当年度は東京に於いて開催する。

第5回日中民商事法セミナー

時期 11月9日

場所、会場 東京千代田区霞ヶ関 全国社会福祉協議会 灘尾ホール

メインテーマ 中国で改正が検討されている物権法その他、最新の中国法制度の動きについて関心の高いテーマを選定する。

中国から講師2～3名を招き、基調講演をお願いし、且つ日本側専門家も加わりパネル討論を行う。又、翌11月10日には大阪において中国講師による講演会を開催する。

(2)国際民商事法講演会

昨年度初めて実施したハノイでの日越民商事法セミナーは日越間の法制度整備支援フェーズ2が区切りとなる平成14年末に次回を開催の予定。又、後述のADR調査研究は、当年度は調査研究に集中してもらい、その成果のまとめとして行うアジア・太平洋諸国ADRシンポジウムも時期としては平成13年に入ってから行うこととしており、当年度の大型のセミナー/シンポジウムは前記日中民商事法セミナーのみとなる。

但し、各国からの司法関係の高官や著名有識者の来日の機会をとらえ、講演会の開催を計画する。

又、ベトナム研修、マルチ研修等で来日する研修員には当該国の司法の中枢で活躍している方もおり、この様な方による講演会や財団関係者との座談会、懇談会も開催したい。

(3)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

4 調査研究事業

(1)ADR(Alternative Dispute Resolution)調査研究

倒産法研究の後を受けて昨年からアジア・太平洋諸国（オーストラリア、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、中国、韓国等）の、裁判外の紛争処理制度の実態の比較研究を開始した。研究会の座長は大阪大学池田辰夫教授に引き続きお願いし、関西の学者、実務家を中心に新研究体制を作り、2～3年にわたるプロジェクトとして取り組んでおり、当年度は各国の実態調査研究に専念いただく。

中間報告的な研究資料は当財団のニュースレター等を介して逐次発表してもらうとともに、この研究の成果を、市場経済に移行しつつある国々の法制度整備支援研修にも役立たせるようにしたい。

平成13年度には関係各国から調査研究に協力していただいた専門家を招き、シンポジウムを開催すると共に、研究の成果を出版物として発行する。

(2)海外現地調査

法務総合研究所及び当財団関係者がマルチ研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援研修の内容、方法などについて現地の関係者の要望を直接聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。平成12年度は、ラオス、モンゴル等2～3ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に、当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 機関誌等発行

(1)機関誌"ICCLC"発行

- | | |
|--------|--------------------------|
| 6月 | 平成11年度事業報告、平成12年度事業計画を掲載 |
| 9月～10月 | 未定 |
| 1月 | 第5回日中民商事法セミナー特集 |

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの開設

日本語パンフレットの役員名簿の up-to-date 化。

英文パンフレットを修正し、新版を作成。

又、ホームページを開設しインターネット上での当財団の広報を取り進める。

収 支 予 算 書

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	100	100	0
2 会費収入	42,400	44,000	△1,600
3 法整備支援受託事業収入	42,000	17,000	25,000
当期収入合計(A)	84,500	61,100	23,400
前期繰越収支差額	21,398	22,319	△921
収入合計(B)	105,898	83,419	22,479
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費	36,500	17,000	19,500
法整備支援関連事業費	19,500	10,900	8,600
シンポジウム等運営事業費	9,300	13,500	△4,200
調査研究事業費	9,000	8,100	900
広報事業費	2,600	2,100	500
事業費計	76,900	51,600	25,300
2 管理費			
会議費	1,500	1,000	500
事務管理費	5,000	4,290	710
賃借料	6,080	5,810	270
人件費	3,500	3,500	0
管理費計	16,080	14,600	1,480
3 固定資産関係費	900	800	100
4 予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計(C)	94,880	68,000	26,880
当期収支差額(A)-(C)	△10,380	△6,900	△3,480
次期繰越収支差額(B)-(C)	11,018	15,419	△4,401

収支予算書内訳(参考)

H12:平成12年度予算 H11:平成11年度予算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(H11) 50,000×0.2%(定期預金)=100 (H12) 50,000×0.2%(定期預金)=100		
2会費収入 (年会費1口200千円)		H12	H11
	理事・評議員会社	21,800(51社、109口)	21,800(51社、109口)
	一般会社	20,600(100社、103口)	22,200(105社、111口)
	計	42,400(151社、212口)	44,000(156社、220口)
3法整備支援受託事業収入		H12	H11
	ベトナム研修	5,600	7,000
	マルチ研修	2,750	4,000
	カンボジア研修	2,000	0
	カンボジア特別研修	1,800	0
	カンボジア法制度整備	29,100	6,000
	ベトナム法制度整備	750	0
	計	42,000	17,000
II 支出の部			
1事業費		H12	H11
法整備支援受託事業費	ベトナム研修	3,600	7,000
	マルチ研修	2,100	4,000
	カンボジア研修	1,600	0
	カンボジア特別研修	1,400	0
	カンボジア法制度整備	27,100	6,000
	ベトナム法制度整備	700	0
	計	36,500	17,000
法整備支援関連事業費	ベトナム研修	3,600	1,700
	マルチ研修	3,100	3,500
	カンボジア研修	1,000	0
	カンボジア特別研修	1,200	0
	カンボジア法制度整備	5,000	2,700
	ベトナム法制度整備	400	0
	その他諸国研修	500	1,000
	日韓パートナーシップ研修	1,700	2,000
	アジア開銀研修	3,000	0
	計	19,500	10,900
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	7,000	8,500
	国際民商事法講演会	1,500	0
	日越民商事法セミナー	0	4,500
	他団体との共催事業	800	500
	計	9,300	13,500
調査研究事業費	倒産法研究	0	300
	ADR調査研究	5,400	2,500
	海外現地調査	2,400	2,000
	資料収集配布等	1,200	3,300
	計	9,000	8,100

	H12	H11
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行 1,300 1,200	
	パンフレット作成・ホームページ開設 800 400	
	郵送費 500 500	
	計 2,600 2,100	
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会 1,000 600	
	その他会議、会合費 500 400	
	計 1,500 1,000	
事務管理費	旅費交通費 1,700 1,400	
	通信費 800 600	
	備品消耗品費 500 550	
	水道光熱費 230 230	
	OA機器リース料 350 350	
	その他諸経費 1,420 1,160	
	計 5,000 4,290	
事務所賃借料	家賃 4,480 4,210	
	共益費 1,600 1,600	
	計 6,080 5,810	
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人 3,500 3,500	
3固定資産関係費	敷金(家賃値上げに伴う積増し) 240 0	
事務所開設費	間仕切、内装、パソコン等 660 800	
什器備品等購入	計 900 800	

第 二 部

ベトナムの司法制度

弁 護 士

武 藤 司 郎

昭和 39 年 4 月 3 日生まれ

平成 3 年 3 月 早稲田大学法学部卒業

平成 5 年 3 月 司法研修所終了

平成 5 年 4 月 名古屋弁護士会登録

平成 8 年 12 月 24 日～平成 12 年 3 月 31 日

国際協力事業団長期専門家としてベトナム司法省に駐在
平成 12 年 6 月 東京弁護士会登録

事務所 藤井郁也法律事務所

〒 160-0022 東京都新宿区新宿 1 丁目 5 番 4 号

YKB マイカターデビル 1001 号室

TEL 03-3358-2341 FAX 03-3358-2366



左側筆者、右側ロック司法大臣



ベトナム司法省内、JICA-MOJ プログラム外室の筆者

ベトナムの司法制度

2000年5月30日

弁護士 武藤司郎

一. ベトナムにおける「司法」の概念

1. ベトナム憲法における「司法」の概念

ベトナムにおいては、「司法」(tu phap)という概念の内容は、明らかでなく、そもそも「司法」という概念を認めるか、また認めるとしてその内容は何かについてコンセンサスがない。

1945年の8月革命により成立したベトナム民主共和国政府は、社会主義政権というよりも、抗仏民族主義者の集まりという性格をもっていたため、その政権下で成立した1946年の憲法はフランス憲法の影響を受けたブルジョア民主主義的なものであった。そのため、1946年憲法の第六章には「司法機関」(co quan tu phap)という言葉があり、司法機関は、最高裁判所、控訴裁判所および初級・第二級裁判所とされていた。

1954年7月のジュネーブ協定による南北の国家分断と1953年から始まった土地改革を初めとする社会主義革命の進行の後、1959年に憲法が改正され、ベトナム民主共和国は社会主義への過渡期にある人民民主主義国家であると規定された。1959年憲法においては「司法」という言葉は消え、第八章に人民裁判所と人民検察院が並立して規定されるという社会主義国型の憲法制度に変更されてしまった。

ドイモイ憲法と呼ばれる1992年の現行ベトナム憲法においても、第83条2項に「立法」(lap phap)、第109条1項に「行政」(hanh chinh)という言葉は使用されているが、「司法」(tu phap)という言葉は使用されていない。

現行憲法の第127条においては、人民裁判所と人民検察院が並立して同一の条文内に規定され、この両者はともに、その権限の範囲で、社会主義の法制度、社会主義の制度と人民の主体性、国家と集団の財産、公民の生命、財産、自由、名誉及び尊厳を保障するとされている。すなわち、ここには「司法」という概念はなく、人民裁判所と人民検察院があいまって、社会主義制度および公民の権利を保障するという制度が採用されている。

ベトナムでは、民主集中制が採用されており、国家権力は統一的なものとされているので、国家権力の分立という考え方は認められない。事務の重複、矛盾、混同を避けるため、国家機関の任務が、立法(lap phap)、行政(hanh chinh)、審理(xet xu)、検察という各機関、または中央国家機関と地方国家機関に分配されるという任務の分配ないしは分業(phan cong、漢字で「分工」)という考え方はあるが、大統領の議会に対する法案拒絶権、司法府の違憲法令審査権などにより三権の相互抑制均衡をはかるアメリカ流の権力分立(phan quyen、漢字で「分権」)の考え方は採用されていないので、ソ連式の法制度を取り入れた1959年以降は、権力分立につながる司法という概念が抹消されたものと思われる。

2. ベトナム共産党の文献における「司法」の概念

他方、共産党の全国代表大会の文献においては、司法（tu phap）という言葉自身は使用されている。

1991年の共産党第七回全国代表大会では、「ベトナム国家は、立法（lap phap）、行法（hanh phap）、司法（tu phap）の三権を統一し、この三権を明確に分配（phan cong）する」とされており、司法（tu phap）という言葉自身は、共産党の文献上すでに1992年の憲法制定前に使用されていた。

これにつぎ、1996年6月28日の共産党第八回全国代表大会における党中央執行委員委員会の政治報告（注1）では、その第三部のX章において、「立法」（lap phap）の質の向上、「行政」（hanh chinh）改革、「司法改革」（cai cach tu phap）という章立てがなされている。

そして、この「司法改革」の章では、司法機関の強化・健全化のため、人民裁判所の審理権限の再確定、県級裁判所の第一審としての審理権限の拡大、人民検察院、捜査機関、判決執行機関および司法補助機関の組織・活動の改革があげられ、また職務能力、公正無私な道德観、専門知識のある裁判官、裁判所書記官、捜査官、検察官、執行官、公証人、鑑定人、弁護士等の育成もあげられている。

以上から推察すると、共産党は、現在、司法権による行政権の抑制、均衡を主眼とする権力分立の考え方は認めないものの、国家権力は立法・行政・司法の3種に分類されるという考え方は受け入れており、「司法」の中には、裁判所が行う審理作用に参加し、またはこれを補助する検察官、弁護士、鑑定人、公証人などに関する制度が含まれると考えているものと解される。

以上の共産党の解釈を反映してか、1996年に出版された国家と法研究所の「ベトナム社会主義共和国憲法の科学評論」では、「国家機関は、民主集中制の原則のもと、立法（lap phap）、行法（hanh phap）、司法（tu phap）の三権を實行し、司法権は人民裁判所にあり、司法権の主要な内容は審理権（quyen xet xu）である」とされている。（注2）

しかし、人民検察院を、人民裁判所と並立する独自の機関と位置づける現行憲法第127条の下で、このような三権分立的な考え方を採用すると、人民検察院をどのように位置づけるのかという疑問がある。人民検察院を司法権を行使する人民裁判所を補助する機関として位置づければ、現行憲法の体系とそぐわないことになる。

（注1）Dang Cong San Viet Nam Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu VI. Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia Ha Noi-1996。130ないし132ページ

（注2）Binh Luan Khoa Hoc Hien Phap Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam 1992. Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi-Ha Noi. 1996年8月。74ページ。

二 ベトナムの司法機関の概要

1. 紛争解決機関

（一）人民裁判所

- (二) 調停組
- (三) 仲裁組織
- (四) 民事判決執行機関

- 2. 人民検察院
- 3. 司法補助組織
 - (一) 弁護士
 - (二) 公証人

三 人民裁判所

1. 裁判制度に関連する基本法令

裁判所の基本的な組織を定める、1992年10月6日付けの人民裁判所組織法が存在する。(1993年12月28日および1995年10月28日に改正がなされている。)

1988年7月9日公布の刑事訴訟法がすでに施行されているが、現在、大改正作業が進行しており、1999年度の立法計画によると、1999年5月の国会で改正案に対する意見を聴取し、その後これを改正する予定である。

民事訴訟法については、現在第6草案を起草中で、1999年度の立法計画によると、1999年10月の国会で草案に対する意見を聴取し、2000年以降にこれを制定する予定である。

その他、1989年11月29日付けの民事事件解決手続の法令 (phap lenh、国会常務委員会が制定する法律の形式、以下同様)、1994年3月16日付けの経済事件解決手続の法令、1996年4月11日付けの労働事件解決手続の法令、1996年5月21日付けの行政事件解決手続の法令が存在し、これらが日本でいう民事訴訟法ないし行政事件訴訟法の機能を果たしている。

これらの各事件解決手続の法令は、控訴期間、審理期間、通知期間などが若干異なるだけで、基本的には同様の構造を持っている。

2000年3月現在、民事訴訟法については、第六草案が作成されているが、第六草案は、上記の民事・経済・労働の各事件解決の法令の些末な違いを統一し、婚姻・家庭事件解決手続、破産手続および仲裁に関する規定を含んでいる。

2. 人民裁判所の基本的な構造—三級二審制

(一) 三級制

1992年 憲法第127条1項によると、最高人民裁判所、各地方の人民裁判所、軍事裁判所および法の定める他の裁判所が、ベトナム社会主義共和国の審理機関であるとされている。

人民裁判所は、県(huyen)級人民裁判所、省(tinh)級人民裁判所および最高人民裁判所の三級に分かれる。(人民裁判所組織法第2条)

ベトナム人民軍の中に軍事裁判所が設置されるが、人民裁判所の区分に応じ、区域軍事裁判所、军区軍事裁判所、中央軍事裁判所の3種類に分かれる。(人民裁判所組織法第34条)

(二) 二審制の原則

ベトナムにおける裁判所の審理は、原則として二審制である。県級人民裁判所が第一審であった場合は、省級人民裁判所が控訴審となり、また、省級人民裁判所が第一審であった場合は、最高人民裁判所の控訴部が控訴審となり、控訴審の判決が下されると、当事者は上訴する権利を失う。

ただし、刑事、民事、経済、労働、行政の各事件において、特別に重大・複雑な場合は、一審にして終審により審理されるという場合がある。実務上は、ほとんど刑事事件であるという。(1999年3月、司法省傘下の裁判官研修所において事情を聴取)

刑事訴訟法第145条3項に規定されている重大な場合とは、例えば、多数の人間を殺したり、残酷な方法で殺したりする例がこれにあたり、特別に複雑な場合とは、事件を解決するのに多くの機関が関与し、多くの地方が関連し、外国に関連したり、人民中に特別に悪い世論を喚起させたり、政治、外交に特別に悪い影響を与えた場合である。一審にして終審とするか否かの振り分けが恣意的であり、1997年の共産党中央執行委員会の第三会議の文献中の司法改革の章では、この制度の廃止が提唱されている。(注3)

(三) 監督審、再審

以上に述べた三級二審の原則上、わかりにくいのが、この監督審、再審制度である。監督審は、フランスの破毀院(cassation)のように法律問題のみを取り扱うわけではないので、フランスの破毀院制度とは異なる。ベトナムの司法制度は、旧宗主国のフランスとソ連の司法制度双方の影響を受けているが、監督審の起源は事実問題も取り扱うソ連の監督審をモデルにしているように思われる。ベトナムでは日本でいうような判決の確定とか既判力という概念がなく、判決に誤りがあれば後にこれを正すのはむしろ正当であるとされる。当事者には、監督審や再審の開催を申し立てる権利があるわけではなく、検察院の院長や裁判所の所長のみが監督審の申し立ての権利があるので、三審制度ではないことには留意する必要がある。

(注3) Dang Cong San Viet Nam Van Kien Hoi Nghi Lan Thu Ba Ban Chap Hanh Trung Uong Khoa VII Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia Ha Noi-1997. 57ページ

3. 各級裁判所の権限

(一) 法律上の紛争解決における裁判所と他の機関の権限分配

日本や欧米では当然裁判所の管轄に属する法律上の紛争であっても、ベトナムでは人民裁判所の管轄に属さないものがあるので、注意すべきである。

(1) 土地に関する紛争

土地法38条2項、3項。

① 権限ある国家機関の証明書がない土地使用者の土地使用权に関する紛争に関しては、人民委員会が解決する。

② 社級人民委員会は、個人間、家族間、個人ないし家族と自己の管理下にある組織間、またはその組織間の紛争を解決する。

③ 省級人民委員会は、自己の管理下にある組織間、その組織と個人または家族間の紛争を解決

する。

）人民委員会の決定に不服のある場合は、上級の行政機関に不服を申し立てることができる。

② 権限ある国家機関の証明書がある土地使用者の土地使用权に関する紛争、および土地使用に供される財産に関する紛争に関しては、裁判所が解決する。

③ 権限ある国家機関の証明書がない土地の紛争の解決は、法律上、土地の交付、割り当てに属すると考えられており、土地法により土地の交付、割り当てを決定する人民委員会が、これに関する紛争を解決する。よって、この紛争は、人民裁判所の管轄に属しない。

ただし、建物等土地上の財産に関しては、その下の土地使用权の証明書がなくても、人民裁判所が紛争を解決する権限を持つ。

「権限ある国家機関の証明書」とは、土地法第36条1項に規定される中央の土地管理機関が発行したもので、具体的には、地政総局（tong cuc dia chinh）が定める模式に従う通称「赤色証明書」（bia do）のことを意味するとされている。（注4）

（2）外国投資法の合併契約の当事者

1997年2月18日付けの外国投資法を施行するCP/No. 12の102条によると、両当事者が交渉と和解により紛争を解決できないときは、両当事者の合意に基づき、当事者は、①ベトナムの裁判所に提訴するか、②ベトナム、外国、または国際仲裁所に提訴するか、③両当事者の合意により設立された仲裁法廷に提訴しうるとされる。（注5）

もし、両当事者が合併契約において、紛争解決方式に関する合意をしておかず、紛争発生後、両当事者間において紛争解決方式に関して合意ができなかつた、裁判所に提訴できないことになるが、この点はどのようになるか不明である。

（注4）Thong Tu Lien Tich so 02/TTLT ngay 28-7-1997 cua Toa An Nhan Dan Toi Cao-Vien Kiem Sat Nhan Dan Toi Cao-Thong Cuc Dia Chinh

（注5）1999年に、ある外国の建設会社が、ベトナムにおける合併企業に対して、建築請負代金の支払いを求める仲裁を、ハノイの国際仲裁センターに申し立てようとした。建築請負契約の中には、①ベトナムの裁判所、②ベトナムの仲裁法廷、③シンガポールの国際仲裁法廷のいずれかに、紛争解決を申し立てることができるという条項があった。ハノイの国際仲裁所は、仲裁合意の中に、ハノイの国際仲裁所の名前が記載されていないので、仲裁の申し立てを受理しないと回答した。これによると、ベトナムで仲裁合意をするためには、具体的な仲裁機関を特定しておかなければならないことになるが、実際、ベトナムにおける合併契約等の商事契約では、特定していない仲裁条項が多い。もし、ベトナムの仲裁法廷で紛争を解決するという仲裁条項があった場合、ベトナムの仲裁機関が仲裁機関の不特定を理由に事件を受理せず、裁判所が仲裁契約を理由に事件を却下すると、救済方法がないことになってしまう。

（二）県級人民裁判所

ベトナムの行政区画は、小さいほうから社（xa）、県（huyen）、省（tinh）と3段階に区分されるが、県級の行政単位の区域を管轄する裁判所が県級人民裁判所である。

県級人民裁判所は、以下の場合に、第一審裁判所として事件を審理する。（人民裁判所組織法第2条、32条）県級人民裁判所には、省級人民裁判所や最高人民裁判所にあるような、民事裁判所、

経済裁判所、労働裁判所、行政裁判所という区別はない。

(1) 民事事件：(民事事件解決手続の法令第11条1項)

- ① 所有権、契約、不法行為、その他公民間、公民と法人間および法人間の民事法に規定された権利、義務をめぐる紛争(ただし、他の機関、組織の権限に該当するものを除く)
- ② 婚姻、家族関係
ベトナムでは、離婚事件においては、調停前置主義が取られている。たとえ両当事者が離婚に同意していても、まず調停が行われる。調停が不調に終わり、人民裁判所が両当事者の離婚意思を自発的なものと確認すると、人民裁判所が離婚を承認する。(婚姻・家族法第40条2項。裁判離婚制度)一方当事者が、離婚の請求をしたときも、調停がまず行われ、不調のとき、人民裁判所が審理をする。(同法第40条3項)
- ③ 失踪、死亡の確認(ただし、関連機関の責任に該当する、軍人の戦場における失踪、死亡の確認を除く)
- ④ 戸籍における書類中の記載事項の変更請求を拒絶する戸籍機関に対する不服選挙人の名簿に関する不服
- ⑤ 人の名誉、人品を毀損する情報を訂正しないことに関する新聞雑誌機関に対する不服
- ⑥ その他法で定める事項。

ただし、以下の例外がある。

当事者が外国人であるか、外国に居住するベトナム人である場合または、知的所有権の保護の法令第29条の規定に基づく知的所有権に関する紛争については、省級人民裁判所が管轄権を持つ。

知的所有権の保護の法令は、民法の施行により効力を失ったが、1999年3月現在、同法令第29条に代わるべき法令が制定されていないので、依然、同法令の第29条が適用される(1999年3月12日、最高人民裁判所裁判科学研究所において事情を聴取)。

県級人民裁判所の管轄の事項であるが、省級人民裁判所が取り上げた事件に関しても、省級人民裁判所が管轄権を持つ。

(2) 経済事件：(経済事件解決手続の法令第13条1項)

経済契約から生じた紛争で、係争価値が5,000万ドン未満の場合、県級人民裁判所が管轄を有する。(ただし、外国要素を含む場合を除く)

(3) 労働事件：

労働法(bô luật lao động)によると、労働事件は、個別のおよび集団的労働事件に分類される。

その内、個別の労働事件(労働法第166条)の場合には、企業内に設置される基礎労働調停会議または県級の労働機関の労働調停員の調停が成功しなかった場合、県級人民裁判所が紛争を解決する。(調停前置主義)

ただし、以下の個別の労働紛争の場合は、調停を経なくても、労働裁判所が管轄を持つ。(労働法第166条2項)

- a) 解雇の形態をとる労働懲戒処分または一方的な労働契約の停止をめぐる紛争、
- b) 使用者への損害賠償に関する紛争。

(4) 行政事件：(行政事件解決手続の法令第12条1項)

以下の紛争に関しては、県級人民裁判所が管轄を有する。

同じ管轄区域内の県級以下の国家機関の行政決定、およびこれらの国家機関の幹部、職員の行政決定や行政行為に対する不服。

(5) 刑事事件

刑法典が規定する法定刑の上限が7年以下の懲役刑であるときは、県級人民裁判所が管轄を有する。

(刑事訴訟法第145条1項。最高人民裁判所、最高人民検察院、内務省、司法省の1989年1月12日付けの連合規則№. 02-TTLNおよびこれを補充する同連合規則1990年2月15日付けの№. 02-TTLN90)

ただし、以下の場合には、省級人民裁判所が管轄を有する。

① 国家の安全を犯す特別に危険な犯罪。

刑法89条(違法な出入国および外国における違法な滞在)、90条(航空法規違反)、91条(船舶法規違反)、92条(故意の国家秘密の漏洩、秘密文書の奪取、売買、廃棄)、93条(過失による国家秘密の漏洩、国家秘密文書の紛失)、101条3項(犯罪者または犯罪者の親族に対する被害者の重大な違法行為により、犯罪者の精神状態が激動した状態における殺人罪)、102条(過剰防衛)、179条(地下、海底、大陸棚の天然資源の研究、探査、利用、保護に関する規定違反)、231条(誣告罪)に規定される犯罪(注6)

(注6) 刑法は、1999年12月21日に全面的に改正され、これらの条文は変更された。

(三) 省級人民裁判所

県級人民裁判所の控訴審裁判所として機能するほか、第一審として事件を審理する。

省級人民裁判所の中には、刑事、民事、経済、労働、行政裁判所がある。

ベトナムでは、消費に関する小規模な財産関係を規律する民事契約と、生産に関する大規模な財産関係を規律する経済契約を峻別するという考え方があり、民事契約をめぐる紛争は、民事裁判所が管轄し、経済契約をめぐる紛争は、経済裁判所が管轄する。

しかし、両者の区別が必ずしも明確でないため、被告が管轄違いの妨訴抗弁を出すことが多く、管轄に関する不要な争いを生じさせている。

省級人民裁判所は、第一審裁判所として、以下の事件を管轄する。

(1) 民事事件(民事事件解決手続の法令第11条2項)

- ① 当事者が外国人であるか、または外国に居住するベトナム人である場合。
- ② 知的所有権の保護の法令第29条の規定に基づく知的所有権に関する紛争のうち、当事者の一方または双方が、外国の組織または外国の個人である場合、ハノイまたはホーチミンの省級人民裁判所の専属管轄となる。(上記の法令第29条2項)
- ③ 県級人民裁判所の管轄の事項であるが、省級人民裁判所が取り上げた事件。

(2) 経済事件：(経済事件解決手続の法令第13条2項)

経済事件解決手続の法令第12条に規定される経済紛争で、県級人民裁判所の管轄に属しないもの。
同法令第12条に規定される経済紛争：

① 法人間または法人と営業登録をした個人間の経済契約から発生した紛争。

本条によると、経済裁判所は、営業登記をした個人間の契約から発生した紛争につき管轄を有するかが問題となる。(注7)

② 会社の設立、運営、解散に関する会社と会社の社員間、会社の社員間の紛争。

③ 株式、社債の売買に関する紛争。

④ その他法律が規定する紛争。

企業破産事件(企業破産法第4条1項)など。

(3) 労働事件：(労働事件解決手続の法令第11条2項)

省級人民裁判所は、集団的労働事件(労働法第172条)を管轄するが、以下のように調停、仲裁前置主義が採用されている。

すなわち、まず、当事者は、第1段階として、企業内に設置される基礎労働調停会議または県級の労働機関の労働調停員に調停を申し立て、これが不調のとき、当事者は第2段階として省級の労働仲裁会議に仲裁を申し立てることができる。

この仲裁判断に労働集団側が不同意の場合、省級人民裁判所に事件の解決を申し立てるか、ストライキを行う。使用者側が不同意のときは、省級人民裁判所に仲裁判断の再審査を申し立てることができる。

(4) 行政事件(行政事件解決手続の法令第12条、1999年12月25日に改正されている。)

省級と県級の裁判所の管轄および、被告と原告の住所に基づく管轄を一緒に規定しているので、条文の原文は難解であるが、意味は以下のとおりである。

省級の行政裁判所は、以下の行政決定または行政行為に対する行政不服事件を、第一審として解決する。

① 中央省、中央省と同等の国家機関、政府に属する機関、大統領事務局、国会事務局、最高人民裁判所、最高人民検察院の決定、およびこれらの諸機関の首長の行政決定、行政行為に対する不服。

これらの事件に関しては、提訴者(原告)の住所、勤務地または主たる事務所の所在地の省級行政裁判所が管轄をもつ。(同法令第12条2項a)

② 地方の省級国家機関の行政決定およびその国家機関の幹部、職員の行政決定および行政行為。

(同法令第12条2項b)

これらの事件に関しては、原告の住所地の所在地を管轄する裁判所が管轄を持つのか、省級国家機関(被告)の所在地を管轄する省級行政裁判所が管轄をもつか、条文上明確ではないが、後者であると解釈されている。

③ 本条2項に規定のある国家機関の職能単位の行政決定およびその職能単位の幹部、職員の行政決定、行政行為で、提訴者(原告)が同じ管轄区域上に住所、職場、主たる住所を持つもの。

これらの事件に関しては、提訴者(原告)の住所、勤務地または主たる事務所の所在地の省級

行政裁判所が管轄をもつ。(同法令第12条2項c)

- ④ 地方の省級裁判所は、県級人民委員会または同主席の行政決定で、対象が多く、複雑な場合、または県級の人民裁判所の裁判官が訴訟の進行を拒絶し、または交代しなければならない場合、県級人民裁判所の管轄に属する事件を自ら取り上げることができる。

(5) 刑事事件：(刑事訴訟法145条2項)

- ① 県級人民裁判所の管轄に属さない事件。
② 県級人民裁判所の管轄に属するが、自ら取り上げた事件。

(注7) 1999年3月24日に最高人民裁判所の裁判科学研究所で事情を聴取したところ、営業登記をした個人間の契約が、例えば、大規模な生産活動のための機材を購入する目的である場合は、この契約は経済契約であり、これに関する紛争は、同法令第12条の「その他法律が規定する紛争」として、経済裁判所が管轄を有するが、鉛筆の購入契約のように契約の目的が消費その他生産目的でないときは、民事契約であり、これに関する紛争は、民事裁判所が管轄を有するとのことであった。

ただし、1999年5月5日に、ハノイ人民裁判所で、経済事件担当の裁判官に同様のことを質問したところ、営業登記をした個人間の契約に関する紛争は、ハノイ人民裁判所では民事事件として処理されると答えた。これは法律のすきまであり、民事訴訟法の制定の際に、この点が解決されるであろうという。

(四) 最高人民裁判所

(1) 最高人民裁判所の機能

最高人民裁判所は、①第一審にして終審としての機能と、②控訴審としての機能、および③法令適用の誤りを是正する監督審、事実の誤認を是正する再審としての機能を有する。(人民裁判所組織法第19条)

最高人民裁判所は、ハノイだけではなく、ダナン、ホーチミンの3個所にある。ベトナムの最高人民裁判所は、日本の最高裁判所のような法律審の機能だけではなく、省級人民裁判所の控訴審裁判所としての機能も有するので、日本の高等裁判所のように、地方の大都市にその支部が所在することになる。第一審が省級裁判所であった場合の控訴審は、最高人民裁判所の控訴部が審理することになるが、ハノイ、ダナン、ホーチミン以外の省の省級裁判所が第一審であった場合の控訴審は、最高人民裁判所の控訴部の裁判官が、地方に出張をして審理をするという。

最高人民裁判所の長官は、大統領の提案を考慮して、国会が選任、解任、罷免し、その任期は、国会の任期と同様である。また、同長官は、国会に対して責任を負い、国会に活動の報告をし、国会の代表からの質問に答える。(人民裁判所組織法第38条、15条)

(2) 最高人民裁判所の構造 (人民裁判所組織法17条)

① 裁判官会議 (hoi dong tham phan) (同法第20条)

これは、監督審、再審の手續に基づく最高の審理機関で、各級裁判所の審理活動を指導する機関であり、最高人民裁判所の長官、副長官、最高人民裁判所の各専門裁判所の所長、副所長、および同長官により選ばれ、国会常務委員会が承認した数人の最高人民裁判所の裁判官からなる。任務と権限は、以下のごとく。(同法第21条)

）抗議を申し立てられた法律上の効力のある裁判官委員会の判決・決定に対する監督審、再

審を行う。(裁判官委員会の監督審の判決・決定に対する再度の監督審、または再審の判決・決定に対する再審という意味)

）各裁判所に法律の統一的な適用をするように指導すること。

）審理の経験を総結すること。

）国会に提出する法案、または国会常務委員会に提出する法令案の準備すること。

民主集中制下のベトナムでは、最高人民裁判所も立法過程に参加する。現在の民事訴訟法の法案や船舶差押えに関する法令起草の主務官庁は、最高人民裁判所である。

② 裁判官委員会 (uy ban tham phan) (人民裁判所組織法第22条)

裁判官会議の下にある常任組織であり、最高人民裁判所の長官、副長官および最高人民裁判所の各専門裁判所の所長らからなる。

その任務と権限は以下のとおり。

）抗議された法律上の効力のある判決・決定に対する監督審、または再審を行うこと。

）裁判官会議の議決を施行するため、各裁判所を指導すること。

）国会、国会常務委員会、大統領に提出する審理活動に関する最高人民裁判所の長官の報告を承認すること。

③ 中央軍事裁判所としての機能。

④ 刑事、民事、経済、労働、行政および各控訴審裁判所。

控訴された事件は、破棄自判してもよいし、意見をつけて省級人民裁判所に差し戻してもよい。

控訴審の判決は、最高人民裁判所の裁判官委員会の決定で破棄されないかぎり、最終的なもので、ただちに法律上の効力を生ずる。

⑤ その他専門裁判所 (必要な場合、国会常務委員会が設立)

4. 裁判所の構成

事件の種類に応じて、異なるが、一般に第一審は、人民参審員と裁判官から構成され、控訴審、監督審、再審という法律上の高度な判断が必要な場合は、裁判官のみから構成されるという制度になっている。

人民参審員と、職業裁判官は法律上同一の権限を持ち、判決内容の決定における評決においても、その権限に差はない。

第一審に関しては、制度上、素人による人民裁判の伝統が生かされているといえよう。

(一) 民事事件を審理する審理会議 (hoi dong xet xu)

その構成は以下のようである。(民事事件解決手続の法令第16条)

- (1) 第一審または第一審にして終審の場合、1人の裁判官 (tham phan) と、2人の人民参審員 (hoi tham nhan dan) からなる。
- (2) 控訴審裁判所、最高人民裁判所に所属する民事裁判所の監督審および再審の審理会議は、3人の裁判官からなる。

(二) 経済事件、労働事件 (経済事件解決手続の法令第17条、労働事件解決手続の法令第16

条)

- (1) 第一審または第一審にして終審の場合、2人の裁判官と、1人の人民参審員からなる。
- (2) 控訴審、最高人民裁判所の各専門裁判所の監督審、再審の場合は、3人の裁判官からなる。
その場合、多数決で判決・決定を決める。

(3) 監督審、再審

最高人民裁判所の裁判官会議、同裁判官委員会、省級人民裁判所の裁判官委員会が監督審・再審の審理を行うためには、総構成員の少なくとも3分の2の出席を得なければならない、その決定をする際には、総構成員の（出席者ではなく）過半数の賛成を得なければならない。

(三) 刑事事件

審理会議の構成は、以下のようである。

(1) 第一審（刑事訴訟法第160条1項）

1人の裁判官と2人の人民参審員からなる。ただし、複雑な事件では、2人の裁判官と3人の人民参審員が参加しえ、最高刑罰が死刑の場合、2人の裁判官と3人の人民参審員から構成されなければならない。

(2) 第一審にして終審（同法第160条a）

3人の裁判官と2人の人民参審員からなる。

(3) 控訴審（同法第216条）

3人の裁判官からなる。ただし、必要な場合は、3名の人民参審員が参加しうる。

(4) 監督審、再審（同法第250条、267条）

① 最高人民裁判所の刑事裁判所の監督審会議は、3人の裁判官からなる。

② 監督審の裁判官委員会（uy ban tham phan）または裁判官会議（hoi dong tham phan）の場合、総構成員の3分の2の出席が必要とされ、総構成員の（出席者ではなく）過半数で意思決定をする。

(四) 行政事件（行政事件解決手続の法令第15条）

刑事事件とほぼ、同様の構造である。

5. 一審の手続

(1) 民事事件、経済事件の解決手続

民事、経済、労働、行政、刑事事件とも、基本的な審理手続の構造は同じであるといっていよい。ベトナムでは、刑事、行政事件だけではなく、純粋な民事、経済事件の訴訟においても、審理手続の進行のみならず、審理の内容面に関しても、裁判長の主導による職権主義が採用されている。また、純粋な民事・経済事件の訴訟においても、検察官により審理手続および審理の結果の合法性が検査される点は、ベトナムの訴訟手続きの特徴といえる。以下、審理手続きの特徴を概説する。

① 訴訟費用

1997年6月12日付けの裁判所の審理手数料に関する政令No. 70号/CPが、刑事、民事、経済、労働、行政の各訴訟における裁判所の審理手数料を定めている。

各々の訴訟手続きに応じて異なる手数料の表が規定されているが、民事事件を例にとると、以下のようになっている。(2000年3月22日現在、1USDは約14,000ベトナムドン)

(係争財産の価値)	(手数料)
・100万ドン以下	／ 5万ドン
・100万ドンから 1億ドン	／ 係争財産の価値の5%
・1億ドンから2億ドン	／ 500万ドン+1億ドンを超える係争財産の価値の4%
・2億ドンから5億ドン	／ 900万ドン+2億ドンを超える係争財産の価値の3%
・5億ドンから10億ドン	／ 1800万ドン+5億ドンを超える係争価値の2%
・10億ドンを超える部分	／ 2800万ドン+10億ドンを超える係争価値の0.1%

1億ドン(約7142米ドル)の係争価値の訴訟を起こしたときに、裁判所の審理費用は、500万ドン(約357米ドル)になるが、ベトナムの一人あたりの年間GDPが320ドル(1997年の世界銀行の推計)であることを考えると、高すぎるように思える。このような高額な訴訟手数料、弁護士の数、起訴時効の異常な短さが、訴訟による紛争の解決を阻んでいると思われる。

原告は、起訴の段階で、訴訟費用の50%、控訴の段階では全額を仮納付しなければならず、敗訴者が費用を負担する。

② 第一審の審理手続

第一審の手続は、大きく分けて準備段階と審理(phiaen toa)に分かれる。

1) 準備手続(chuan bi xet xu)(民事事件解決手続の法令第47条)

準備手続については、裁判官が争点の整理をし、当事者が提出した証拠を検査し、必要と考えたときは、証拠や書類を自ら収集する。裁判官は、人民参審員を呼び、事件書類の審査につき指導をする。その後、人民検察院に事件書類を送付し、検察官が書類を審査し、補充調査が必要と考えれば、自ら調査をするか、人民裁判所に補充調査を要求する。

裁判所は、受理から4ヶ月以内に、当事者の和解を認めるか、事件を仮停止ないしは停止するか、または判決をするかに関する決定をする。(同法令第47条1項。複雑な事件では、この期間は6ヶ月)

裁判所は、判決をすると決定したときから1ヶ月以内に審理期日を開催しなければならない。(同法令第47条2項、ただし正当な理由があれば、2ヶ月以内)

2) 審理(phiaen toa)(同法令第48条以下)

準備期間とは異なり、審理期間に関する定めはないが、通常は一日で終わり、多くても3回で終わるのが通常である。

審理手続においては、両当事者、当事者の代理人、証人、鑑定人、通訳が出席する。検察院や社会組織が訴訟を提起したときは、これらの代表が出席する。

審理期日は、尋問手続(xet hoi)と討論(tranh luan)手続に分かれる。

尋問手続においては、裁判所は、当事者、利害関係人、当事者の代理人、(検察官または社会組

織が起訴したときは、これらの代表)、証人および鑑定人の意見を聞くことにより、事件の詳細を確定し、また物証を検証する。尋問手続においては審理会議が、最初に質問をし、その後、検察官、弁護人が質問をする。(同法令第50条)

尋問手続の後、討論手続においては、当事者らは証拠の評価に関する意見と事件の解決のための方策に関し意見を述べる。討論の参加者は、他人の意見に答えることができるが、彼らが同意できない点に関し一回のみ意見を述べるができる。必要なときは、審理会議は、さらに意見を述べることを許可することができる。その後、検察官が、事件の解決の方針につきその意見を述べる。(同法令第51条)

③ 当事者主義について

民事事件解決手続きの法令第2条(経済事件解決手続きの法令第2条も同様)によると、原告は訴えを取り下げ、またはその内容を変更することができ、また訴えの中で和解をすることができる。これによると、ベトナムの民事訴訟においても、訴訟の開始や終了、訴えの範囲の決定を当事者にゆだねる当事者処分主義が採用されているといえる。

ただし、事実や証拠の収集、提出について当事者の責任、権能とする弁論主義の考え方が採用されているか否かは明らかではない。民事事件解決手続きの法令第3条(経済事件の解決手続きの法令第3条、4条も同様)によると、当事者は自己の権利、利益を支持する証拠を提出する義務を負うとされるが、同時に裁判所は、事件のすべての詳細を審理し、必要な場合、事件の解決の正確性を担保するため、追加的な証拠を収集する義務を負うと規定されている。本条からすると、少なくとも、当事者間に争いのある事実を証拠によって認定する際には、必ず当事者の申し出た証拠によらなければならないという弁論主義の第三テーゼ(職権証拠調べの禁止)は、採用されていないことになる。しかし、当事者の主張しない事実を判決の資料として採用してはならないという弁論主義の第一テーゼや自白の拘束力(弁論主義の第二テーゼ)に関しては規定がない。民事・経済事件と経済事件の審理構造が同様であるということから、民事、経済事件においても、裁判所が職権で実体的真実を発見する義務を負うという考えが支配的であり、弁論主義は採用されていないように思われる。

④ 証明責任について。

要証事実が真偽不明であるときに、その事実をないとみなす建前を証明責任というが、この考え方はベトナムにとっては新しいもので、現在、民事訴訟法の立法過程において、起草者により、研究されている段階である。

ただし、商法には、契約違反に基づく損失に関して、証明責任の考え方を取り入れた条文がある。

(同法第231条)

⑤ 起訴時効

起訴時効は、非常に短い。民事事件解決手続の法令には、起訴時効に関する規定はなく、民法等の実体法が起訴時効を規定している場合にそれに従う。(民法は、起訴時効や消滅時効に関する一般的な規定を置いていない。ただし、未成年、民事行為の喪失、民事行為能力の制限、錯誤、詐欺、強迫、意思無能力の場合に裁判所に取引の無効を訴求するためには、取引が成立してから1

年以内に起訴すべきと規定する民法第145条と、相続権について、相続開始から10年という起訴時効を規定する民法648条の規定はある。) 実務上、民法施行によって廃止されたはずの民事契約に関する法令に基づき、紛争が生じてから3年以内に当事者は訴訟を提起しないと、当事者は裁判所に訴えを提起できないと言われることがあるが、その真偽は定かではない。

経済事件においては、紛争が生じてから、6ヶ月以内に訴訟を提起しなければならない。(経済事件解決手続の法令第31条) 起訴時効が短いので、要注意である。(注8)

商法の第242条によると、商行為に関する起訴時効期間は、不服申し立ての権利が発生した時点から2年である。

商事売買の当事者は、営業登記のある商人であり、商事売買の少なくとも一方が法人であれば、これは同時に経済契約でもあるが、商法と経済事件解決手続の法令では、起訴時効期間が6ヶ月と2年と異なる。将来民事訴訟法の制定の際には、2年に統一される予定である。

労働事件に関しては、起訴時効は、ヴァリエティーに富む。(労働事件解決手続の法令第32条1項) 紛争が生じてから1年以内か、規律違反としての解雇、労働契約の一方的な解除、または使用者が被った損害の賠償請求事件に関する基礎労働調停委員会ないしは県級労働機関の調停員の調停が不調に終わってから6ヶ月以内。その他の個別的労働事件における調停が不調に終わってから6ヶ月以内であり、省級の労働仲裁委員会の判断が、労働集団または使用者により拒絶されてから3ヶ月以内と規定されている。

⑥ 現行各事件解決手続法令の問題点

a) 民事保全

ベトナムの各事件解決手続法令においても、「緊急・臨時の便法」(bien phap khan cap tam thoi)という規定があり、これが日本の民事保全にあたる(例えば、民事事件解決手続の法例第41条ないし42条)が、訴訟提起後にしか利用できず、訴訟前には利用できない。立担保の規定もなく、民事保全の債務者の保護上問題がある。実務上、ほとんど利用されていないという。

海事法にも、「緊急・臨時の便法」の規定があり(海事法第36条)、これに関してはベトナムでも民事保全が実行されている。ただし、訴訟の開始後しか利用できず、裁判所が申立人から適切な担保をとらずに船舶差押えの命令を出すことがあるので、これらの点を是正すべく、現在、最高人民裁判所が主管となり、船舶差押えに関する政令を起草している。

b) 送達

送達に関する規定がなく、現在、民事訴訟法の草案作成において検討がされている。

c) 簡易裁判所

現在、裁判所は常に3人の合議制で構成され、小額事件や軽微な事件を処理する際に、手続が重過ぎるので、日本の簡易裁判所の制度や、地方裁判所の単独事件の例を、民事訴訟法の起草にあたり、ベトナム側が研究している。

⑦ 実務の傾向

ベトナムにおける訴訟手続においては、裁判官主導の集中審理制度が実行されており、日本の民

事訴訟のように、五月雨式に弁論と証拠調べが何回も行われるという運用はされていない。審理を行う前の準備段階で、裁判官が、両当事者を呼んで、争点の整理をし、当事者に必要な証拠の提出を命じ、証人さえ呼んで事情を聴取し、審理手続では、準備段階で調査した事項を確認するために、一挙に弁論と証拠調べを行うというのが実務の実態である。(注9)

また、外国の輸出業者がベトナムの銀行が発行したL/C（信用保証状）の支払いを求めてベトナムの裁判所に提訴する事件が多発しているが、ベトナムの裁判所は、少なくとも1999年当初より、この種の事件を受理はするが、審理を開始しない状況であるとベトナムの弁護士より聞いた。韓国のHyosungという輸出業者が、ベトナムのVP Bank（私企業のためのベトナム商業株式銀行）に対してその発行したL/Cに基づき輸入代金相当額の支払いを求める訴訟を提起したところ、1998年5月18日にベトナムの裁判所はL/C発行銀行ではなく、支払不能状況に陥っている輸入業者を起訴すべきであるとの判決を下したため、L/Cに関する国際的な慣行に反すると、内外のメディアや貿易関係国から批判を受けた。中国では、広東省の投資信託銀行が、倒産してから、中国の最高人民裁判所が、中国の投資信託銀行に支払いを求める訴訟を受理しないように命ずる通達を出したと日本の新聞により報道されている（日本経済新聞、日刊、1999年12月6日）が、同様のことがベトナムでも生じているといえる。

（2）行政事件の特徴

起訴時効は、行政決定、行政行為を行った者または機関から、不服に関する解決に関する文書による回答を得たときから、30日以内である。（行政事件解決手続の法令第30条1項）

ベトナムでは、行政機関がなかなか行政決定をしないので、訴訟を提起できないことがあるが、一旦行政決定がなされ、これに対する不服に対する回答があると、わずか1ヶ月で、起訴時効にかかるので、迅速に訴訟をするか否かに関する意思決定をしなければならない。

また、実務上注意すべきは、行政決定、行政行為を行った国家機関または決定者の直接の上級機関に審査申し立てをしなかったことが、消極的な訴訟要件になっていることである（同法第30条3項e）。

税務署の課税決定に不服があるため、上級庁である財務省に審査を申し立てると、以後、行政裁判所で、税務署の課税決定を争えなくなる。この点、日本と異なるので、要注意である。

（3）刑事事件の特徴

捜査は、公安が行うのが原則で、起訴不起訴は検察院が決定する。逮捕と同時に、新聞・テレビは実名と住所と写真入りで、被疑者を有罪扱いにするので、法文上はともかく、無罪の推定はなく、有罪の推定がなされるといっても過言ではない。

検察官が起訴をしても、証拠が不十分な場合は、裁判所が再調査を命ずるので、起訴状一本主義は採用されていない。裁判所が開廷を宣言するということは、裁判所が事前の証拠の調査により、事件に関するすでに心証を得ているということを意味する。被疑者、被告人には黙秘権が認められていない。伝聞証拠の排除、制限の法則はない。

ベトナムの刑事事件においては、終始裁判長主導の職権主義で訴訟が進行し、当事者対立構造は、まったく採用されていない。法廷の構造上も、段の上には、中央の裁判官と人民参審員の席ほか、

向かって左に検察官の席があり、右に書記官の席があるが、被告人は審理中終始バーの中に立たされたままで、弁護士の席は段の下にあるか、多くの場合、傍聴席の一番前に弁護士用の席があるのみである。

犯罪の被害者が刑事訴訟に民事上の原告として参加し、民事上の被告に対し、犯罪により被った損害の賠償の請求をすることができる。(刑事訴訟法第40条、41条)

民事上の原告には、犯罪の被害者の他、被害者に扶養されていた者や被害者の家族の者で、被害者の付き添いのため収入が減少した第三者等も含まれ、民事上の被告には、刑事上の被告だけでなく、刑事上の被告が未成年であった場合の両親や、官庁、企業の運転手が職務上の運転に関して犯罪を犯した場合の当該官庁や企業等も含まれる。(注10)

民事上の当事者は、証拠を提出し、調査の結果の知らせを受け、裁判関係者の忌避を申し立て、損害賠償額の提案をし、財産の差押え等債権保全のため必要な手段をとり、審理手続に参加し、捜査機関の決定に不服を申し立て、裁判所の損害賠償に関する判決・決定に対して、控訴をする権利を有する。よって、刑事事件の判決の中には、被害者に金何ドンの損害賠償をすべきという民事部分が含まれることになる。

被疑者、被告人、合法な代理人は、弁護人を選任することができる。最高法定刑が死刑である場合、被告、被疑者が未成年である場合、または身体、精神の障害がある場合に、被疑者、被告が弁護人を選任することができないときは、裁判所、検察官、捜査員が弁護士(don luat su)にこの選任を要求しなければならない。(同法37条2項)

(注8) 経済事件の起訴時効が6ヶ月と短いために、多くの企業が訴権を失い、裁判により経済紛争を解決する機会を失っている。通常継続的になされる企業同士の商取引で訴訟をするということは、相手と商取引を止めるということなので、通常は紛争が生じて数ヶ月は交渉で解決する努力をし、その後に、弁護士に相談して、訴訟の準備をするのが通常である。ベトナムの国内の銀行がベトナムの企業に融資した場合や、最近、外国の輸出業者がベトナム内の企業に、ベトナムの銀行が発行した信用状を元に製品を輸出した場合などの事件において、実体法上の権利者が、6ヶ月の短期起訴時効のために訴権を失うという事態が多発し、債務を履行しない債務者が不当な利益を得るという事態がまかり通っている。

(注9) この点、1999年5月5日、ハノイ人民裁判所をたずねた際、同裁判所の経済事件担当の裁判官は、刑事事件では、証人尋問は、公開の法廷でのみ行われるが、民事、経済、労働、行政の各事件では、審理しながら、調査もする(vua lam xet su, vua lam dieu tra)ので、公開の審理手続における証人尋問の前にも証人を裁判所に呼び、その事情を聞くことがあると述べていた。このことから、ベトナムの民事訴訟においては、日本のような弁論と証拠調べの峻別という概念はないと考えられる。

(注10) Binh Luan Khoa Hoc Bo Luat To Tung Hinh Su. Vien Nghien Cuu Khoa Hoc Phap Ly. Nha Xuat Ban Tp.Ho Chi Minh 1997年1月。92ページないし95ページ

6. 控訴審

(1) 民事事件、経済事件、労働事件、行政事件について。

基本的な手続の構造は同じであるが、細かな点で異なっているところがある。意味のない違いも多

く、民事訴訟法の第五草案では各事件解決の手續間の細かな差異が撤廃されている。以下は基本となる民事事件の手續を主にして説明する。

① 控訴の主体

）当事者やその代理人、公益のため訴訟を提起した社会組織は抗告（khang cao）する権利がある。（ただし、経済事件においては、社会組織は主体とならず、労働事件においては、労働組合も主体となる。）

）同級かまたは一つ上級の検察官は、当事者とは独立して抗議（khang ghi）する権利がある。（民事事件解決手續の法令第58条その他）

民事・経済上の紛争でも、検察官が当事者とは独立して控訴できるというのは理解しがたいが、国家の財産を保護するという観点から、国营企業と私人間の民事・経済上の紛争において、当事者双方が第一審の判決に対して控訴しない場合でも、検察官が控訴する場合があるという。

② 控訴の期間（民事事件解決手續の法令第59条）

）当事者、社会組織の抗告の場合

判決または決定の宣告の日から15日以内。（経済事件、労働事件、行政事件では、10日以内。経済事件解決手續の法令第61条1項、労働事件解決手續の法令第61条1項、行政事件解決手續の法令第56条1項）

ただし、欠席当事者に対しては、判決がその欠席当事者に交付されたときから、交付ができなかったときは、その判決が欠席者の住所地の社、坊、市鎮の人民委員会に掲示されたときから起算する。

）検察官の抗議の場合（民事事件解決手續の法令第59条2項）

裁判所が判決・決定を宣告してから、同級の検察官の場合は15日、上級の検察官の場合は30日以内。

検察官が、審理に参加しなかった場合は、判決・決定の謄本が同級の検察官に交付されてから、起算する。

（経済事件解決手續の法令第61条2項、行政事件解決手續の法令第56条2項では、同級の検察官の場合は10日以内、上級の検察官の場合は20日以内、労働事件解決手續の法令第61条2項では、同級の検察官の場合は7日、上級の検察官の場合は10日以内）（注11）

③ 控訴審の判決の範囲（民事事件解決の法令第63条）

抗告、抗議の内容およびこれに関連する判決・決定の部分のみ、審理の対象とする。当事者処分権主義が採用されているといえる。

（労働事件解決手續の法令第66条1項、行政事件解決手續の法令第60条1項も同様。経済事件解決手續の法令にはこの規定がない。）

④ 統審制

民事事件解決手續の法令第63条2項によると、控訴審裁判所は、当事者、裁判所、検察官により収集された新たな証拠を利用しうるとされているので、ベトナムの控訴審は、第一審の資料のみを基礎にして第一審判決の当否を審査する事後審制でなく、第一審を基礎にして、さらに新た

な訴訟資料を加えて、第一審の判決の可否を審査する統審制である。

（経済事件解決手続の法令第65条、労働事件解決手続の法令第65条も同様、行政事件解決手続の法令第59条）

⑤ 審理期間

（民事事件解決手続の法令第64条）

）省級人民裁判所は、抗告、抗議された第一審の判決を3ヶ月以内に審理する。

最高人民裁判所は、事件の書類を受け取ってから、4ヶ月以内に審理をする。

）抗告、抗議された第一審の決定は、事件の書類を受け取ってから1ヶ月以内に審理する。審理期間が短いように思えるが、ベトナムの控訴審は、実際上、書類審査が主体であるので、あまり期間がかからないとのこと。

（経済事件解決手続の法令第66条では、第一審の裁判所の書類を十分に受け取ってから1ヶ月以内に控訴審の審理期日を開廷し、性質が複雑な事件に関しては、この期間は2ヶ月、労働事件解決手続の法令第66条2項では、20日以内に、控訴審の審理期日を開廷し、性質が複雑な事件に関しては、この期間は30日となる。行政事件解決手続の法令第60条項では、60日以内に、控訴審の審理期日を開廷し、性質が複雑な事件に関しては、この期間は90日となる。）

⑥ 控訴審の権限は、以下のとおりである。（民事事件解決手続の法令第89条、経済事件解決手続の法令第70条、労働事件解決手続の法令第70条、行政事件解決手続の法令第64条2項もほぼ同様。）

）第一審の判決を維持する。

）第一審が十分に調査をしているのに、法律に従って事件を解決しなかった場合に、第一審の判決を修正する。

）第一審の判決を破棄する。

・第一審の調査が不十分であり、控訴裁判所がこれを補充することが不可能な場合。

・審理会議の構成員が、法律の規定に従わず、または裁判手続の重大な違背がある場合。

）本法令45条に従い、事件の解決を仮停止し、また46条の規定に従い、停止する。

⑦ 控訴審判決の効力（民事事件解決手続の法令第70条3項）

控訴審判決は、最終のもので、執行力をもつ。経済事件解決手続の法令第72条2項、労働事件解決手続の法令第71条2項は、控訴審の判決・決定は、法律上の効力を持つと規定しているが、「法律上の効力」の定義がなく、判決の効力の内容は明らかではない。最終のものといっても、監督審により、法令の適用の誤り等を理由にして覆されうるので、控訴審の判決には既判力はない。

（2）刑事事件

① 控訴権者（刑事訴訟法第205条、206条）

被告、弁護人や検察官が第一審の判決・決定に控訴しうるのは当然として、民事上の原告や被告は損害賠償に関する判決・決定の部分に対し、また事件に関して利益・義務を持つ者は、その利益・義務に関する判決・決定の部分に対し控訴しえ、また無罪の判決を得た被告も、無罪の理由

に関して第一審の判断に不服があるときは、控訴しうる。

② 控訴期間（同法208条）

控訴期間は、判決が宣告された日から15日以内。第一審と同レベルの検察院は15日、上級の検察院は30日以内。被告または民事上の当事者が欠席していたときは、これらの者に判決の謄本が交付されたときか、判決が掲示されたときから起算する。

③ 不利益変更禁止の原則

刑事控訴審裁判所は、必要とみなすときは、控訴されなかった判決の部分を審理できる。（同法第214条）不利益変更禁止の原則が採用されていないと読めるが、解釈上、裁判所は、被告人の不利益に、控訴されなかった部分を審理する義務はないとされている。（注12）

（注11） 経済事件は民事事件より早期に解決する要請が高いため、控訴期間がより短くされている。また労働事件においては、調停前置主義ないし仲裁前置主義が採用されており、起訴までにかなりの時間が費やされていることから、早期解決のため、経済事件よりさらに控訴期間が短くされているものと思われる。

（注12） Binh Luan Khoa Hoc Bo Luat To Tung Hinh Su.Vien Nghiien Cuu Khoa Hoc Phap Ly. Nha Xuat Ban Tp.Ho Chi Minh 1997年1月。414ないし415ページ。

7. 監督審・再審

（一）法令の適用の誤り等に対する監督審

法律上の効力を持つ判決・決定に関して、訴訟手続の重大な違背や法令適用の重大な誤りがあったときなど、最高人民裁判所の長官や最高人民検察院の院長等が、独自に判決・決定に対して抗議（*khang ghi*）をすることができ、この場合、監督審（*giam doc tham*）は法令の適用の違反等を訂正することができる。

フランスの破毀院（*cassation*）のように、法律問題のみを審理するの可否かは明確ではない。民事事件解決手続の法令第71条によると、調査が不十分であるときにも監督審が行われるとされているが、そうであれば、事実認定も審理の対象になることになる。ただし、民事事件解決の法令の後に制定された経済事件、労働事件、行政事件判決解決の各法令は、これを監督審の原因としていない。

決定の結論が、事件の客観的な事情に符号しないときというのも、事実認定を審理の対象としているようにも読める。（注13）

刑事、民事、経済、労働、行政の各事件解決手続において、監督審は、後に述べる再審とともに、ほぼ同様の構造をもつが、以下は、民事事件を中心にして監督審の構造を説明する。

（1）監督審の原因（民事紛争解決手続の法令第71条）

- ① 調査が不十分であるとき（ただし、これは、経済事件、労働事件、行政事件では監督審の原因とはされていない。）
- ② 判決、決定の結論が、事件の客観的な事情に符号しないとき。
- ③ 裁判手続の重大な違反があるとき。
- ④ 法令の適用に重大な誤りがあるとき。

(経済事件解決手続の法令第75条、労働事件解決手続の法令第73条、行政事件解決手続の法令第67条、刑事訴訟法第242条に各規定がある。)

(2) 申し立て期間 (民事紛争解決手続の法令第73条)

判決・決定に法律上の効力が生じてから、3年以内。

ただし、当事者に損害を生じさせないときは、いつでも抗議をなしうる。

(経済事件解決手続の法令第77条では9ヶ月以内、労働事件解決手続の法令第75条1項では6ヶ月以内、労働者の利益のための場合は1年以内、行政事件解決手続の法令第69条では6ヶ月以内、刑事訴訟法第247条では、被告人に不利な場合は1年以内、被告人に利益のある場合は期間の制限がなく、刑事事件における民事上の原告、被告、利害関係者については、民事訴訟に関する法律に従う。)

(3) 監督審の申し立て権者 (民事紛争解決手続の法令第72条1項)

① 最高人民裁判所の長官や最高人民検察院の院長は、各級の人民裁判所の判決・決定に対して抗議をすることができる。

② ①の機関の副長官や副院長は、下級の人民裁判所の判決・決定に抗議をすることができる。

③ 省級人民裁判所の所長、省級人民検察院の院長は、下級の人民裁判所の判決・決定に対して抗議をすることができる。

抗議権を有するものは、法律上の効力ある判決・決定を仮に停止することができる。

(民事紛争解決手続の法令第72条2項、経済事件解決手続の法令第74条、労働事件解決手続の法令74条、行政事件解決手続の法令第68条も同様。なお、刑事訴訟法第244条は、軍事裁判所の規定を除き、ほぼ同様。)

実務においては、控訴審の判決に不服である当事者が、最高人民裁判所の長官ら抗議権を持つものに対して、監督審のため抗議をするように、職権の発動を促す申し立てをすることが多い。これを最高人民裁判所の長官ら抗議権者が適当であると認め、抗議を申し立てると、監督審が開始されるので、外形上あたかも三審制度であるかのように見られる。しかし、当事者は監督審のために抗議の申し立てをする権利を有するわけではなく、最高人民裁判所の所長らのみが抗議権を有するので、あくまでも三審制ではない点は、注意すべきである。

多くの級の裁判所が監督審に関与し、複雑すぎるので、民事訴訟法の制定過程において、監督審に関わる機関を減らすことが検討されている。

(4) 監督審の審理の範囲

① 民事事件解決手続の法令第76条1項、刑事訴訟法第253条。

監督審の審理の範囲は、事件の全部であり、抗議の内容の範囲内にかぎられない。

ただし、刑事訴訟においては、抗議がより軽い罪に処することを要求しているのに、重く変更することはできないと解釈されている。(注14)

② 労働事件解決手続の法令第76条1項、行政事件解決手続の法令第70条1項。

監督審、再審の裁判官会議は、抗議された決定の部分に関連する事件の内容のみ審査する権限をもつ。

(注13) 監督審の原因となる、法令の適用に重大な誤りがあるかに関して、売買代金が500ドルと判示されたが、後に300ドルという証拠がでてきたときは、重大な誤りがあるとはいえず、他方、裁判所が金銭消費貸借契約を認定したのに、後から贈与であるという証拠がでてきたときは重大な誤りがあるという。

(1999年11月12日ベトナム司法省における、最高人民裁判所の裁判科学研究所の副所長のDinh Ngoc Hien氏の発言による。)これからすると、監督審は事実問題も見直すことになるが、この議論からすると、法令の適用の問題と事実の認定の問題が混同されているという問題点がある。

(注14) Binh Luan Khoa Hoc Bo Luat To Tung Hinh Su.Vien Nghiien Cuu Khoa Hoc Phap Ly. Nha Xuat Ban Tp.Ho Chi Minh 1997年1月。502ないし503ページ。

(二) 事実の誤認に対する再審

(1) 再審の原因

① 民事事件等（民事事件解決手続の法令第78条）

- ）関係当事者が発見できなかった重大な事情が発見された場合、
- ）証人の証言、鑑定の結果、通訳が明らかに事実でないか、または証拠の偽造があることが確定されたとき。

確定は、原則として人民裁判所による確定を意味するが、検察や警察による確定もあるとのこと。(1999年3月24日、最高人民裁判所の裁判科学研究所で聴取)

- ）裁判官、人民参審員、検察官が故意に事件記録を歪め、法令に反する結果を招来した場合。
- ）裁判所が支持した刑事、民事判決、国家機関の決定が取り消された場合。

(経済事件解決手続の法令第82条、労働事件解決手続の法令第73条2項、行政事件解決手続の法令第67条2項もほぼ同様。)

② (刑事訴訟法第261条)

- ）証人の証言、鑑定の結果、通訳が重要な点で、真実でないことが判明したとき。
- ）捜査員、検察官、裁判官、人民参審員が正当な結論を出さず、審理を誤らせた場合。
- ）物証または書類が、偽造され、または真実のものでない場合。

(2) 再審期間

① 民事事件等

民事事件解決手続の法令78条に規定されている新たな事実が発見された日から1年以内。

ただし、当事者に損害を生じさせないときは、いつでも抗議をなすうる。

(経済事件解決手続の法令第83条、労働事件解決手続の法令第75条1項、行政事件解決手続の法令第69条では判決・決定が法律上の効力を生じてから1年。)

② 刑事訴訟

法265条によると、被告人に利益を与えない場合は、検察院が発見した事実を知らされてから1年以内、被告人に利益を与える場合は、いつでもなすうる。

(3) 再審申し立て権者

① 民事事件等

(民事事件解決手続の法令第80条)

- ）最高人民裁判所の長官や最高人民検察院の院長は、各級の人民裁判所の法律上の効力を持つ判決・決定に対して抗議をすることができる。
- ）省級人民裁判所の所長、省級人民検察院の院長は、県級人民裁判所の法律上の効力を持つ判決・決定に対して抗議をすることができる。
- ）事実誤認があるときは、最高人民裁判所の長官や最高人民検察院の院長、または省級人民裁判所の所長や省級人民検察院の院長は、独自に判決に対して抗議（khang ghi）をし、再審（tai tham）を求めることができる。

（経済事件解決手続の法令第81条、労働事件解決手続の法令74条、行政事件解決手続の法令第68条も同様。）

② 刑事事件

（刑事訴訟法第263条）

最高人民検察院の院長は、各級の人民裁判所と軍事裁判所の判決・決定に対して、抗議しうる。中央軍事検察院の院長は、各級の軍事裁判所の判決・決定に対して、抗議しうる。

省級人民検察院の院長は、県級人民裁判所の判決・決定に対して、抗議しうる。

以上、再審といっても、検察院の院長のみが抗議をする権利を有するので、被告人に有利な再審の申し立てが行われるとは思えない。

（三）監督審、再審の審理

- （1） 県級人民裁判所の判決・決定に対しては、省級人民裁判所の裁判官委員会（uy ban toa an cap tinh）が審理をする。
- （2） 省級人民裁判所の判決・決定に対しては、最高人民裁判所に所属する各裁判所（民事、刑事、経済、労働、行政裁判所等）が審理をする。
- （3） 最高人民裁判所に所属する各裁判所の法律上の効力のある判決・決定に対しては、最高人民裁判所の裁判官委員会（uy ban tham phan）が審理する。
- （4） 最高人民裁判所の裁判官委員会の決定に対しては、最高人民裁判所裁判官会議（hoi dong tham phan）が審理する。

（以上、民事事件解決手続の法令第74条、同81条、経済事件解決手続の法令第78条、同85条、労働事件解決手続の法令第76条、行政事件解決手続の法令第70条）

（四）ベトナムの審級制度の実務上の問題点

監督審の回数には制限がなく、実際も、同一の事件に関し何度も監督審が行われることがあり、判決の紛争解決機能を阻害している。（注15）

（注15）ベトナムの訴訟においては二審制が採用されているが、実務においては、控訴審が何度も第一審に破棄差し戻しをし、その後監督審が控訴審の判決に対して何度も開かれ、その都度控訴審に事件を差し戻して、合計10回以上の判決がなされ、提訴後10年かかって事件が解決しない民事事件があったと筆者はベトナム人の弁護士から聞いた。

共産党の文献において、適切かつ迅速な裁判の観点から、監督審の改革の必要性が指摘されている。

8. 裁判官

(一) 資格 (1993年5月14日付けの人民裁判所の裁判官および人民参審員に関する法令第16条ないし18条)

(1) 最高人民裁判所の裁判官

裁判所単科大学または大学法学部を卒業していること。

8年以上法律職に従事した経験があること。

(2) 省級人民裁判所の裁判官

裁判所単科大学または大学法学部を卒業していること。

6年以上法律職に従事した経験があること。

(3) 県級人民裁判所の裁判官

裁判所単科大学または大学法学部を卒業していること。

4年以上法律職に従事した経験があること。

(二) 人数

(1) 最高人民裁判所

正式の職員は、406名。うち、長官、副長官、裁判所所長、部長等の指導幹部は、38名。裁判官が80名。専門員、書記官、検査官、研究官が241名。このうち、大学卒業以上の学歴のあるものは147名。

(2) 地方人民裁判所 (1997年9月30日時点)

① 省級人民裁判所の裁判官： 907名

② 県級人民裁判所の裁判官： 2253名

③ 軍区、区域軍事裁判所の裁判官 130名

(三) 問題点

ベトナムの北部においては、1930年、ハノイにフランス植民地政府によりインドシナ法科大学が設立されたが、1954年には大学の法学部がすべて閉鎖され、南部においては統一後の1975年にサイゴン大学のインドシナ法学部が閉鎖されてしまった。よって、北部で1976年にハノイ大学の法学部が設立され、南部で1987年にハノイ法科大学のホーチミン市分校が設立されるまで、国内の大学で法学教育が行われないという状況が20年以上続いた。このため、ロシアや東欧の大学の法学部に留学した者を除き、裁判官になる者でも、国内で法学の基礎教育を受ける事ができないという状況であった。また、革命政権下においては、裁判官の任務は反革命行為を処罰することが主であり、裁判官は、専門性より革命への貢献度の観点から選任された(「専」より「紅」)。実際、裁判官は、警察や軍や共産党の幹部のうち、多少の法律実務を行ったものから選任されることが多く、裁判官の中には、年少のときから革命活動や軍務に従事したため、義務教育も終えていない者もいるのが実状である。このため、司法省に属する裁判官研修所で、法学士号を持っていない地方人民裁判所の裁判官に基礎法学の再教育をして、在職過程で法学士号を取得させるようにさせたが、法学士号を有していない裁判官がまだ存在しており、法律の素養、特に市場経済関連法のそれは不十分であるのが現状である。

(四) 任命

(人民裁判所の裁判官および人民参審員に関する法令第21条ないし、23条)

(1) 最高人民裁判所、中央軍事裁判所に関して。

最高人民裁判所の長官が議長を務め、国防省、司法省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム律家会(hoi luat gia)中央執行委員会の代表者からなる最高人民裁判所裁判官選任会議が以下の権限、責務を持つ。

最高人民裁判所の長官の提案に従い、最高人民裁判所、中央軍事裁判所の裁判官として、十分な水準にある者を選任し、このリストを任命のため、大統領に提出し、また、これらの裁判官の規律違反と十分な水準の欠如を審査し、大統領に罷免(cach chuc、漢字で「革職」)の申し出をする。

(2) 省級人民裁判所、軍区軍事裁判所またはこれと同様の裁判所の裁判官に関して。

司法大臣が議長を務め、国防省、司法省、ベトナム祖国戦線中央委員会、ベトナム律家会(hoi luat gia)中央執行委員会の代表者からなる裁判官選任会議が以下の権限、責務を持つ。

裁判官選任会議は、司法大臣の提案に従い、省級人民裁判所の裁判官として、十分な水準にある者を選任し、このリストを任命のため、大統領に提出し、また、これらの裁判官の規律違反と十分な水準の欠如を審査し、大統領に罷免の申し立てをする。

(3) 県級人民裁判所の裁判所の裁判官に関して。

省級司法局(so tu phap)の局長が議長を務め、人民議会、省級人民裁判所、祖国戦線の委員会、省級ベトナム律家会(hoi luat gia)の執行委員会の代表者からなる裁判官選任会議が以下の権限、責務を持つ。

裁判官選任会議は、省級司法局の局長と司法大臣の提案に従い、司法大臣と最高人民裁判所の長官の意見を統一し、県級人民裁判所として十分な水準にある者を選任し、このリストを任命のため、大統領に提出し、また、これらの裁判官の規律違反と十分な水準の欠如を審査し、大統領に罷免の申し立てをする。

(4) 任期

任期は、いずれの級の裁判官も5年である。実際、ほとんどの裁判官が再任されるが、国会の常務委員会の決議に従い、法学士号を取得できなかった者は、任期終了後、再任されないことがある。

9. 人民参審員

以下は、人民裁判所の裁判官および人民参審員に関する法令第25条ないし32条による。

(一) 業務の割り当て

人民参審員は、裁判長の割り当てに従い、その任務を遂行する。

(二) 選任、解任、罷免

(1) 最高人民裁判所の人民参審員は、祖国戦線の中央委員会の推薦にもとづき、国会常務委員

会が選任し、国会常務委員会が、祖国戦線の中央委員会と意見を統一し、最高人民裁判所の長官の提案に基づき、これを解任、罷免する。

- (2) 地方裁判所の人民参審員は、同級の祖国戦線委員会の推薦にもとづき、同級の人民議会が選任し、同級の祖国戦線委員会と意見を統一した後、同級の人民裁判所の裁判長の提案にもとづき、人民議会が解任、罷免する。
- (3) 中央軍事裁判所の人民参審員は、軍事政治総局の推薦により、国会常務委員会が選任し国会常務委員会が、軍事政治総局と意見を統一した後、これを解任、罷免する。
- (4) 軍区軍事裁判所や区域軍事裁判所の人民参審員は、軍区その他地方の他の政治機関の推薦に基づき、軍事政治総局やその他の軍の政治機関が選任し、それらの軍の政治機関と意見を統一した後、各地方の軍事裁判所の所長の提案に基づき、軍事政治総局やその他の軍の政治機関の主任が解任、罷免する。

(三) 任期（人民裁判所の裁判官および人民参審員に関する法令第31条）

- ① 最高人民裁判所の人民参審員の任期は、選任後、5年である。
- ② 地方人民裁判所の人民参審員の任期は、同級の人民議会の任期に従う。

10. 裁判所、裁判官の管理、監督

(一) 裁判官の独立性

裁判官と人民参審員は、最高人民裁判所であるか、地方人民裁判所であるかを問わず、事件を審理するときは、法律のみに準拠し、独立して審理を行うので、個別の事件の審理に関して司法省や最高人民裁判所その他の監督は受けない。（憲法第130条、人民裁判所の裁判官および人民参審員に関する法令第3条）

ただし、最高人民裁判所に所属する裁判官研修所によると、地方裁判所の裁判官であるか最高人民裁判所のそれであるかを問わず、過った判決を出した裁判官を事後的にハノイの裁判官研修所に呼び、または同研修所の教官が地方に出張して研修コースを設け、過った判決をした裁判官を再教育するという。これによると、裁判官は個別の事件の裁判に関して、上訴の手続きによらず事後的に最高人民裁判所による監督を受けることになるので、この制度は裁判官の独立の原則から問題がある。

確かに大学の法学部で正規の法学教育を受けた裁判官が少ないという現状では、このような研修による監督もやむをえないかもしれないが、運用次第で、裁判官独立の原則を害する危険性があろう。

(二) 裁判官の給与

すべての人民裁判所の裁判官の給与や賞与は、最高人民裁判所の長官の提案に基づき、国会常務委員会が規定する。（人民裁判所組織法第42条）

(三) 地方人民裁判所の管理、監督

司法大臣は、最高人民裁判所の長官と緊密に協同し、県級人民裁判所と省級人民裁判所を、その組織事項に関して管理する。（人民裁判所組織法第16条）

また、司法大臣は、地方人民裁判所の組織的な構造を決定し、設備と運営のための予算を提供し、地方人民裁判所の予算を管理する。(1993年6月4日付け司法省の機能、義務、権限、組織に関する政令No. 38-CP第2条)

最高人民裁判所は、裁判官や人民参審員の専門知識を向上させるために、最高人民裁判所だけでなく、地方人民裁判所の裁判官や人民参審員の研修を担当する。また、法令の統一的な適用のため、裁判官会議の議決(nghi quyết)、規則(thong tu)、指示(chi thi)という文書により、地方人民裁判所を指導する。(人民裁判所組織法第18条)

また、地方人民裁判所の所長は、その活動を人民議会に報告し、同所長は人民議会の議員の質問に答える義務を負うという形で、人民議会から監督を受ける。(人民裁判所組織法第15条2項)

(四) 最高人民裁判所の人事、組織の管理

最高人民裁判所の人事、組織に関しては、司法省でなく、最高人民裁判所の長官が管理をする。(人民裁判所組織法第25条5項、同法第9項、同法第43条1項)

最高人民裁判所の活動の予算は、国会の決定を得るために、政府により国会に提出される。(人民裁判所組織法第44条)

最高人民裁判所の長官は、国会にその活動を報告し、国会が最高人民裁判所の活動を監督する。(人民裁判所組織法第15条1項、同法25条7項、国会組織法第23条3項)

四. 調停組

憲法第127条3項は、基礎レベルにおいて、軽微な法律違反と人民間の小規模な紛争を解決するため、人民に適合する組織を設立すると規定し、これに基づき調停組(to hoa giai、漢字では「和解組」)が組織されている。

全部で19条しかない簡単なものであるが、1999年1月5日に基礎レベルにおける調停組の組織と活動に関する法令(phap lenh)が公布、施行された。

ベトナムの調停組は、①個人間の不和、②民事関係、婚姻・家族関係から発生した紛争、③刑事または行政罰により処理する程度にいたらないような法令違反を処理する。(同法令第3条1項)

調停で法令違反を処理するというのは理解しがたいが、ベトナムでは、特に経済犯罪は、行政的な制裁を受けた後にさらに同様の犯罪を犯すと始めて刑事罰に処せられるという場合が多いので、調停組による軽微な法律違反の処理は刑事罰を処す前の行政的な制裁の一種として機能していると考えられる。

農村部では、村人が同じ村に住む他の村人のブタや鶏を盗んだ場合に、盗んだものを罰し、損害賠償をさせるために、この制度が利用されることが多いという。この場合、刑事告訴もできるが、農民はこれを好まず、調停による解決を好むという。(1999年3月、司法省傘下の裁判官研修所にて事情を聴取)

調停組は、自ら管理をする組織で、村落や居住区に設立され、組長や調停委員は、社級の祖国戦線が推薦し、人民が選任し、同級の人民委員会が承認する。(同法令第7条)両当事者が、異なる調停

組の村落、居住区に住んでいるときは、各調停組が調整をするというが、どのように調整するのか、管轄が明確ではない。(同法令第12条)

調停の結果、両当事者が合意にいたったときは、調停調書が作成されるが、これには、既判力も、執行力もない。よって、当事者が自発的に債務を履行しないときは、債権者にあたる当事者は、人民裁判所に訴訟を提起し、勝訴判決を取得し、これに基づき強制執行をする必要がある。

五. 仲裁組織

1. 仲裁組織一般

国内および国際的な民事・経済事件を解決するため、ハノイ市やホーチミン市の商工会議所に所属する国際仲裁所やその他の国内仲裁機関も複数存在する。

2. ベトナムにおける仲裁制度の根拠法令。

- － 1993年4月28日付けのベトナム国際仲裁組織に関する首相の決定No. 204-TTG
- － 1996年2月16日付けのベトナム国際仲裁所の紛争解決権限の拡大に関する首相の決定No. 114-TTG
- － 1994年9月5日付けの経済仲裁の組織と活動に関する政令No. 116-CP
- － 1995年9月14日付けの外国における仲裁判断の承認と執行に関する法令 (phap lenh)

また、ベトナムは、外国仲裁判断の承認と執行に関する1958年のニューヨーク条約に加盟している。

3. 経済仲裁所

1994年9月5日付けの政令No. 116-CPによると、経済仲裁所は、経済契約に関する紛争、会社の設立、運営、解散に関する会社とその社員（持分を持つ者という意味）間、会社の社員間の紛争、株式と社債の売買に関する紛争を解決する。(同政令第1条) 司法省は、全国の経済仲裁所の運営の管理に関する責任を負い、司法局 (so tu phap) は地方の経済仲裁所の活動の管理に関して、省級人民委員会の委員長を補佐する。(同政令第9条) 5人の発起人がいると、経済仲裁所の設立の申し出ができ、経済仲裁所の設立にあたっては、司法大臣の合意を得た後、省級人民委員会の許可を得なければならない。(同政令第7条、10条1項) 経済仲裁所のライセンスの有効期限は5年間であり、延長のためには、延長の許可を得なければならない。(同政令第9条ないし10条) 一方当事者が、仲裁判断に従わないとき、他方当事者は、経済紛争解決の手続に従い、管轄のある人民裁判所に事件の解決を要求できるという。(同政令第30条) しかし、これは同政令第5条が、仲裁判断は執行力を持ち、最終的であるとされていることと矛盾すると批判されている。

4. ベトナム国際仲裁所

(Vietnam International Arbitration Center, VIAC)

ベトナム国際仲裁所は、商工会議所に所在し(1993年4月28日付けの首相の決定No. 204-TTG第1条)、国際仲裁所は、外国当事者との売買契約、投資、旅行、国際運送、国際保険、技術移転、国際信用・決済等のような国際経済関係から生じた紛争を解決する権限を持つ。(同決定に付属する条例の第2条) 仲裁判断は、最終的なもので、裁判所またはその他の機関に上訴することとはできない。(同決定第8条)

1996年2月16日の首相の決定No. 114-TTGにより、ベトナム国際仲裁所も、国内の経営(kinh doanh)関係から発生した紛争を解決する権限があるとされた。よって、ベトナム国際仲裁所と政令No. 116-CPにより設立された国内事件を取り扱う経済仲裁所とは国内仲裁に関しては、競争関係にあることになった。

5. 実務上の問題点

現在、仲裁判断は、強制執行できない。民事判決執行の法令中の執行できる決定のリストには、判決しかなく、仲裁判断が載っていないからである。

外国仲裁判断の承認と執行に関する法令第20条2項によると、外国における仲裁判断は、ベトナムの民事判決執行に関する法律に従い執行されるとあるが、現在のベトナムの民事判決執行に関する法令では、上記のように仲裁判断が一般的に強制執行できないので、結局承認された外国の仲裁判断も執行不能である。

また、証人の召喚、証拠の収集や保全処分について、人民裁判所の協力を得られない点も、ベトナムの仲裁制度の実行性を弱めていると指摘されている。

六. 民事判決執行機関

1. 民事判決執行機関の根拠法:

- 1993年4月21日付けの民事判決執行の法令(phap lenh)
- 1993年6月2日付けの民事判決執行の各管理機関、民事判決執行機関、執行官の組織、任務、権限に関する政令No. 30-CP
- 1993年10月16日付けの民事判決執行に関する政令No. 69-CP
- 1993年4月17日付けの外国裁判所の民事判決・決定のベトナムにおける承認と執行に関する法令(phap lenh)
- 1997年6月4日付けの民事執行を実行するための企業の財産の差し押さえに対する指導に関する連合省令No. 119/TT-LT

現在、司法省が主管となり、判決執行法の起草作業が進行している。民事判決だけでなく、刑事判決の執行まで同法案に取り込むアイデアがあるので、将来この根拠法令は、大きく変更される可能性がある。

2. 組織

ベトナムでは、省級人民委員会の司法局（so tu phap）に組織的に所属する執行室（phong thi hanh an）が、民事判決の執行を行う。

省級の行政区画に対応する執行室の下には、県級人民委員会に属する法務室（phong tu phap）に属する執行隊（doi thi hanh an）が存在する。

第一審裁判所が審理をした場所におけるその裁判所と同級の執行機関が、執行事件に関する管轄を有する。（同法令第4条）

たとえば、第一審がハノイ中央直轄市（省級行政区）内のハイバーチュン区（県級行政区）の県級裁判所であったときは、この事件の判決の執行は、ハイバーチュン区の執行隊が管轄を有し、第一審がハノイ市の省級裁判所であったときは、ハノイ市の執行室が管轄を有する。

3. 強制執行

（一） 民事判決の強制執行の手段

民事判決の強制執行の手段としては、財産の差押えと競売による換価（民事判決執行の法令第29条、34条）、執行債務者の収入からの控除（同法令39条、40条、債権の差押えという概念はない）、物の引き渡しや建物の明け渡し（同法令41条、42条）、違法行為の停止（同法令43条）がある。

（二） 財産の差押え

執行の順序としては、まず、執行債務者の単独所有の財産、次に共有財産を差し押さえる。差押えの際は、執行債務者か、その家族内の成年、社級の行政機関の代表および近隣の者が立ち会わなければならない。執行債務者およびその家族内の成年が故意に立ち会わないときは、その立ち会いなしで差し押さえることができる。執行官は、債権額と執行費を回収するのに必要な部分のみ執行債務者の財産を差し押さえることができ、執行債務者の所有する住宅は、他の財産の差押えでは判決、決定の執行を満足させられない場合のみ差し押さえることができる（以上、同法令第29条1項ないし4項）。

差押え禁止財産は、（ ）執行債務者とその家族に必要な食物と薬、（ ）債務者とその家族の仕事のための工具、衣服、日常生活用具、（ ）通常の礼拝道具である（同法令第30条）。

差し押さえられた財産は、執行債権者と執行債務者の間の合意によりその価格を決める。両者が合意に至らなかったとき、または財産評価が困難であるときは、執行官は財務機関の代表からなる価格査定委員会を招集し、これが価格を決定する（同法令第31条）。

差し押さえられた財産の保管は、債権者保管が原則で、債権者が保管に応じないときは、執行官は、執行債務者かその親類、またはその財産の使用者に保管のため、その財産を交付することができる（同法令第32条1項）。

差し押さえた財産は、競売にかけることができる。競売代金の配当を行う債権には順位があり、

- （ ）扶養費、（ ）身体、健康に対する損害の賠償債権、（ ）給与債権、（ ）国家に対する債務、（ ）他の債権という順序である（同法令第37条）。

(三) 執行債務者の財産の控除

執行債務者の財産の控除は、給与、退職後の年金、合作社の構成員としての収入、その他の合法的な収入が対象となる。扶養費の満足のため、または他の財産の差押えでは債権の満足ができないときには、これが行われる。給与、退職後の年金に関しては、その50%が最高差押え額である。その他の収入に関しては、控除は実際の収入を対象とするが、執行債務者の必要な生活条件を保障しなければならない(同法令第38条)。

執行官の決定は、執行債権者、執行債務者および執行債務者が収入を受け取っている機関、組織、単位の長に送付され、その長は、収入から控除された金額を執行債権者に送付する義務を負う。執行債務者が、新たな住所に移動したときは、収入を支払う者は、執行官による決定を新たな場所に送付し、これを執行官に通知する。新たな支払人は、執行債務者の収入からの控除の決定を実行する義務を負う(同法令第39条)。

(四) 他人が保管している執行債務者の財産の控除

他人が保管している執行債務者の財産の控除は、執行債務者の財産が銀行により保管されている場合、賃貸、使用貸借されている場合、修理中の場合に行われる。賃貸、使用貸借されている場合、または修理中の財産に関して紛争があったとき、執行決定を出した執行機関は、差押えを継続し、借り主、修理者に保管させる(同法令第40条)。

(五) 建物明け渡し(同法令第42条)

建物明け渡しの場合、執行官は、執行債務者の所有物を建物から移動させ、建物を執行債権者に引き渡す。

(六) 企業の財産に対する差押え

1997年6月4日付けの民事執行を実行するための企業の財産の差押えに対する指導に関する司法省と財務省の連合省令No. 119/TTLとすると、企業の生産活動を保護するため、企業の財産の差押えには、制限がある。

ここに、企業というのは、国有企業、社会・政治組織、または社会・職業組織、会社法により規律される企業、外国投資法により規律される企業、合作社、私人企業(営業登記をした個人)のことをいう。

企業の財産に対する差押えは、銀行預金の凍結、銀行預金の控除、金、銀、貴石、有価証券の差押え、他の組織、個人が保管している執行債務者の財産の控除によっても、債権が満足しない場合に限り、実行することができる。

差押え禁止財産は、() 医療機関に属する治療のための薬、設備、道具および財産、執行債務者である企業の従業員や労働者が仕事の合間に食事をするための食料、道具および財産、() 企業に属する幼稚園、学校および財産、() 労働安全性のための設備と防火、爆発防止設備および環境汚染防止設備、() 企業において保管されている国家の財産、() 合法に抵当権または質権が設定された財産、() 権限ある国家機関により差し押えられた財産、() 執行に服する財産より数倍も大きな価値を持つ生産技術の全部および重要なインフラストラクチャー、() 危険または有毒な原材料、製品、半製品または流通が禁止されている財産、() 完成品の生産ラインの原材料や半製品、

）ソフトウェア、コンピューターのソフトウェアのデータ、著作物、特許、ノウハウ、実用新案、 ）国家により命じられた治安、国防のために使用される商品の生産に使用される設備、道具、原材料である。

差押えの順序としては、まず、直接に生産や経営のために使用されていない財産を差し押さえ、これらの財産が十分ではないとき、生産や経営のために使用されている財産を差し押さえる。また、執行債務者である企業の主たる事務所は、他の財産の差押えでも、債権が満足されない場合にのみ、差し押さえることができる。

4. 実務上の問題点

同一財産に対して、複数のベトナムの民事判決の執行が競合したとき、ベトナムでは、日本のような債権者平等主義により、他の債権者が先行差押え債権者とともに平等に配当を受けるわけではなく、時において早く執行に着手した債権者が、後から執行に着手した債務者に優先して、債権全額の満足を受けられる。(注16)

ただし、企業の財産の場合、合法に抵当権や質権が設定されていると、当該財産は差し押さえの対象とならないし、先行する差押えがあると二重の差し押さえはできない。

建物退去または収去、土地明渡しの強制執行に関しては、1997年にハノイ市の執行局にインタビューをしたところ、一件も強制執行をしたことがなく、たとえ執行債権者が勝訴判決を得ても、占有者を退去させるためには、移転費用を支払わなければならないので、それぐらいであれば、新たに不動産を購入したほうが安いと、執行債権者を説得することが多いという。

ベトナムでは、民事判決の執行といっても、主に刑事判決の民事部分（詐欺の被害者に対する損害賠償命令等、これも民事判決の実行の一種とされる）の執行事件が多数あり、この多くが未済事件となっているのが問題とされている。

判決の執行ではなく、抵当権等担保権の強制執行に関しては、民事判決執行の各法令は、規定をしていない。

これについては、1996年12月19日の財産競売に関する政令No. 86-CPの第7条3項が規定を置いている。抵当権や質権の設定契約があっても、債務不履行の際に当然担保権の実行としての強制執行ができるわけではなく、担保権の設定者、担保権者、競売者の三者で担保の目的たる財産を競売にふす旨の契約をしなければならない。ただし、抵当権や質権の設定契約中に競売に関する合意があった場合において、担保権の設定者が正当な理由なくして競売契約の締結に参加せず、または契約の締結を拒否した場合、競売委任契約は、担保権者と競売者の間で締結することができる。

1999年11月19日付けの担保の政令No. 165/CPおよび1999年12月29日付けの信用機関の貸し金担保に関する政令No. 178/CPが交付、施行されたが、これらの政令は担保権の執行の規定を含む。ただし、細則がないので、今のところ実行性は疑問である。

(注16) JICA-ベトナム司法省法整備支援プロジェクトにおいて開催された(1998年11月11日から13日) 民事執行法セミナーにおける、司法省民事経済局のDinh Trung Tung局長の発

官による。

七. 人民検察院

1. 最高人民検察院

ベトナムの最高人民検察院は、最高人民裁判所と同様、憲法上、国会に対して直接責任を負う独立した機関である（憲法第139条）。政府の一機関に過ぎない司法省とは、組織的にまったく異なる独立の存在であることに留意すべきである。

2. 根拠法

人民検察院の根拠法は、1992年10月8日付けの人民検察院の組織に関する法律である。

3. 任命、解任、罷免

最高人民検察院の院長は、大統領の提案に従い、国会が選任、解任、罷免し、国会に対して責任を負い、かつその活動を国会に報告する義務を負う。他の最高人民検察院の検察官は、大統領が任命、解任、罷免する（同法第7条1項、2項）。

地方人民検察院の院長及び検察官は、最高人民検察院の院長が任命、解任、罷免するが、地方人民検察院の院長は、同級の人民議会の監査を受け、人民議会に、地方の法律の施行状況、検察院の活動を報告し、人民議会の代表の質問に答える義務を負う（同法第7条3項、4項）。

4. 機能

同法第3条によると、最高人民検察院は、①法律の遵守を検査し（*kiem sat*、漢字で「検査」）、②公訴を提起、追行する（*cong to*、漢字で「公訴」）2つの機能を有するとされる。ここに、公訴とは、刑事手続に着手し、（*khoi to*、捜査に着手すること）、起訴する（*truy to*、刑事裁判所に起訴すること）ことだけでなく、国有財産が損害を受けた場合等に、民事訴訟を提起することも含む。

前者は、「一般監督」と呼ばれるもので、ソビエト法をモデルとする社会主義諸国の検察機関に見られるものである。具体的には中央や地方の国家機関、市民、企業、社会組織が法律を遵守しているか否かを監督するものであり、令状なしに、適正な手続きにもよらず捜査ができる点で問題がある。（注17）

人民検察院の組織に関する法律によると、人民検察院は以下のような活動を行う。（同法第3条）

- （1） 各省庁、その他政府機関、地方政権の法律文書の合法性を検査し、国家機関、経済組織、社会組織、武装単位及び公民の法律の執行状況を検査する。
- （2） 各捜査機関及びある種の捜査活動の実行任務を割り当てられた他の機関（筆者注、公安および税関）の捜査活動の合法性を検査する。

具体的には、公民が、違法に逮捕、仮拘束されていないか、調査中に拷問などが行われるなどし

て、生命、健康、財産、自由、名誉、尊厳が不法に制限され、侵害されていないかを検査する。(同法第12条2項)

(3) 人民裁判所の審理の合法性を検査する。

刑事事件だけでなく、民事事件や経済事件においても、検察官が手続に参加する。(注18) 検察官は、裁判所から送付された事件記録を点検して事件の調査や証拠の収集が十分か否かを検査し、審理期日においては、当事者とは別個に事件に関する意見を述べ、判決に対しては、当事者が上訴しなくても、法令の適用の誤りを発見すると独自に上訴する権限を有し、また、法律上の効力を生じた判決・決定に対しても監督審、再審の申し立てをすることができる。

(4) 人民裁判所の法律上の効力のある判決・決定の執行の合法性を検査する。

最高人民検察院の院長や副院長らの検察官は、監督審や再審の手続に従い、法律上の効力のある判決・決定に対し、抗議をすることができるが、このため、判決の執行の延期(hoan)を要求する権限がある。(民事判決執行手続の規定に関する1993年10月16日政令No. 69-CPの第11条3項)

(5) 監獄、拘留、及び改造の合法性を検査する。

(6) 刑事訴訟法が規定する場合、犯罪を捜査する。

(注17)「現代中国法入門」本間正道、鈴木賢、高見澤磨共著、有斐閣、132ページ

(注18) 民事訴訟法を起草している最高人民裁判所のDinh Ngoc Hien裁判科学研究所副所長によると、将来、検察官の民事訴訟における役割を制限するつもりであるという。現在は、離婚の夫婦が同意しているのに、証拠書類のタイトルの文字の誤りという些細なことを理由に、検察官が抗議をすることがあり、問題とされているという。

八. 司法補助組織

1. 司法補助組織の意味

1996年の第八回共産党全国大会の結果をさらに具体化するために開催された、1997年6月18日付け共産党中央執行委員の第三会議の議決中の「司法改革」の章では、「司法補助組織」(to chuc bo tro tu phap)という言葉が使用されている。(注19)

「司法補助組織」には、「律師」(luat su、漢字で「律師」)、法律コンサルタント(tu van phap luat、漢字で「法律諮問」)、公証人、司法鑑定が入るとされている。

(注19) Dang Cong San Viet Nam Van Kien Hoi Nghi Lan Thu Ba Ban Chap Hanh Trung Uong Khoa Vi Nha Quat Ban Chinh Tri Quoc Gia Ha Noi-1997. 58ページ

2. 弁護士制度

(一) ベトナム人の弁護士

ベトナムの弁護士には、「律師」(luat su)と「律家」(luat gia)の2種類がある。

(1) 「律師」(luat su)

根拠法令：

- 1987年12月18日付けの「律師」(luat su) 組織に関する法令
- 1989年2月21日付けの「律師団」(doan luat su) に関する政令No. 15-HDBT
- 1989年4月15日付けの「律師」(luat su) に関する政令の施行の指導に関する司法省の省令No. 313-TT/LS

現在、上記の法令を大改正する作業が進められている。

1999年3月現在、「律師」(luat su) は、全国で約1,000人強登録しており、ハノイ市に71人、ホーチミン市に160人ほどいる。

「律師」(luat su) は、①ベトナムの公民であり、②大学の法学部を卒業し、またはこれと同等の法学の教育を受けた(5年以上法律職に従事し、1年間社会主義の法学の研修を受けたこと)後に、「律師団」(doan luat su) から入会を認められる必要がある。(同法令第11条) 入会后、それまでの法律職の経験に従い、半年から2年間、「律師団」内で修習を受け、「律師団」の主催する試験に合格しなければならない。(同法令第12条) 司法省が合格者を審査し、司法省の許可があると、「律師団」が「律師」のライセンスを出す。司法省には、「律師」を監督する局がある。

ただし、ハノイの「律師団」(doan luat su) によると、いままで、「律師団」が合格とした「律師」に対するライセンスの発給を司法省が拒否したことはないという。

「律師」(luat su) は、実際は、名誉職的な色彩が強く、特にハノイ市では、「律師団」(doan luat su) に入会するのが困難である。そのため、ハノイに事務所を構えて弁護士業務を行っている「律師」でも、他の省の「律師団」に所属していることがある。「律師」は、1つの「律師団」に所属していれば、全国で活動ができるので、このようなことが可能である。

「律師」(luat su) は、「律師団」(doan luat su) を通して、依頼者から報酬を授受するとされている(同政令第34条)が、コンサルタントの報酬は、依頼者と直接授受しているのが実状である。しかし、訴訟事件を取り扱う場合、自分が所属している「律師団」の推薦状を裁判所に提出する必要があるため、これを「律師団」からもらう際に、報酬を申告し、ハノイでは「律師団」が報酬の25パーセントを徴収するという。

(2) 「律家」(luat gia)

以上に対し、「律家」(luat gia) は、司法省、人民裁判所、人民検察院、その他政府機関の法制局に勤める法律家と民営の法律事務所に所属する法律家からなり、大学の法学部を卒業していること以外には、資格が要求されるわけではない。

「律家会」(hoi luat gia) は、非政府組織とされるが、会費等の自己財源がある他、国家から補助金を受けている。省単位で独立に存在する「律師団」と異なり、「律家会」にはハノイに中央執行委員会があり、省、県、社の各行政レベルに支部が存在するほか、各国家、社会組織にも「律家会」の支部がある。5人の「律家」(luat gia) が集まれば、1つの支部を設立でき、例えば、人民裁判所、人民検察院、司法省、政府事務局その他の政府組織の中に、「律家会」の

支部がある。「律家会」の代表は、人民裁判所の裁判官を選任する裁判官選任委員会の委員になったり、「律家会」が商事仲裁の法令を起草したりするので、「律家会」は非政府組織とされるが、実際は、政府の一機関としての機能を有している。

「律家」(luat gia)になるためには、1999年以前は大学の法学部や法律短期大学(trung cap)を卒業し、または法律職に3年以上従事した後、1999年以降は、大学の法学部を卒業した後、「律家会」(hoi luat gia)から入会を認められる必要がある。

「律家」(luat gia)の人数は、全国で13,000人ほどで、ハノイには1,000人以上おり、ホーチミンには1,200人ほどいる。

「律家」(luat gia)は、当然の法廷代理権を持つわけではないが、事件ごとに「律家会」から推薦状を受け、これを裁判所に提出してその許可を受ければ「人民の弁護人」(bao chua nhan dan)ないしは単に「代理人」という資格で「律師」(luat su)と同様の活動ができる。よって、外資系企業を顧客とする法律事務所に勤務するベトナム人のロイヤーの多くは、「律師」になる利益がないとして、「律家」の身分で、法律コンサルタント、契約の作成や依頼者のための交渉業務を行っている。

全国で約1,000人いる「律師」(luat su)のほとんどは、「律家」(luat gia)として登録をしている。(1999年3月、「律家会」(hoi luat gia)本部から事情を聴取)

(3) 法律事務所

現在、ベトナムの弁護士事務所の形態としては、① 各省にある「律師団」(doan luat su)の事務所、② 企業法の手続に従い設立される法律会社(cong ty luat)、③ 会社の形態を取らない法律コンサルタント事務所(van phong tu van phap luat)がある。法律会社は、会社法の有限責任会社の形態で許可されるが、出資者は無限責任を負うと解されている。法律コンサルタント事務所は、いまのところ、司法省その他の国家機関の管理下に属さないで、これをどのように管理するかが問題となっている。

(二) 外国人弁護士

ベトナムでは、ベトナム国籍を有するものしか「律師」(luat su)または「律家」(luat gia)になれないので、外国人弁護士のベトナムにおける活動は、ベトナム人の弁護士とは別の法令により、規律される。

ベトナムにおける外国弁護士の組織の法律コンサルタント業務に関しては、1998年11月10日付けの政令No. 92-ND-CPおよび同法に關する1999年2月13日付けの司法省の省令No. 08-TT-BTPが根拠法となる。

これらの法令によると、外国弁護士の組織のベトナムにおける支店は、半年にまたは1年に1回の活動報告書を司法省に提出する等、司法省と省級人民委員会に所属する司法局の監督を受ける。

ベトナムにおいては、外国人弁護士は、ベトナム法に關するコンサルタント業務を直接行うことはできず、自己の依頼者のため、ベトナムの合法的な法律コンサルタントと長期の合法的なコンサルタント協力契約を締結するか、これと協同で事業を行う必要がある。ベトナムの合法的な法律コンサルタ

ントは、ベトナム法制度に関する指導や説明をし、ベトナム法の条項の適用に関する意見を述べ、ベトナム法の適用を含む契約その他法律文書の作成をする。

3. 公証人

公証人は、公証室 (phong cong chung) に所属する国家公務員であり、組織的には省級人民委員会に所属する司法局 (so tu phap) に所属する。

公証人は、司法省により任命され、業務に関して、司法省の監督を受ける。

公証人制度の根拠法は、1996年5月18日付け政令No. 31-CPと1996年10月3日付けの司法省の省令No. 1141-TT/CC である。

公証人は、同政令第17条によると、法律大学を卒業し、5年以上の法律職の経験があるものから選任される。

公証には、その文書が公証されないと法律上の効力に影響する強制公証(土地所有権の譲渡契約等)と、文書の証明力を強めるに過ぎない任意公証(経済契約の公証等)とがある。強制公証の場合は、民法その他の法令に文書を公証すべきという規定がある。

公証の対象となる書類は、建物売買契約、財産交換契約、不動産贈与契約、建物賃借契約、財産賃借請負契約、委任契約、不動産競売契約、財産寄託契約、経済契約、抵当権設定契約、質権設定契約、保証契約、遺言、遺産受諾の拒否、遺言の寄託、私人企業主の当初の現物出資による財産価値算定会議の議事録、海事不服申し立て書などである。(注20)

(注20) ベトナムでは弁護士に代理してもらって、訴訟を提起する場合、弁護士に対する委任状を公証してもらう必要があるが、外国人がベトナム人弁護士に訴訟代理を委任するときは、ベトナムの公証室は委任状を公証しない。よって、日本大使館ないしは総領事館で公証してもらう必要がある。

以上



社会調査でホーチミン市郊区訪問
郊区司法室前にて司法省職員と

編集後記

平成12年6月20日

財団法人国際民商事法センター
事務局次長 相沢 繁昌

梅雨の時期ではありますが、会員の皆様にはお元気にご活躍のことと存じます。

皇太后様のご逝去され、小渕前首相、梶山元官房長官、竹下元首相ら大物政治家の訃報もあり、昭和という時代が本当に終わってしまったとの印象をお持ちになった方も多いかと思います。

しかし一方では、金大中韓国大統領の北朝鮮訪問成功というニュースもあり、あと半年で迎える新しい世紀早々に、南北分断は解消されるのではないかとの明るい予感も持たせてくれています。

さて、当財団は会員数が初めて前年度比減少となり、厳しい新年度をスタートさせておりますが、計画しています事業は総て順調に推進中であります。

既に日韓パートナーシップ研修韓国セッションが終了し、第10回ベトナム法整備支援研修、アジア開銀研修が進行中であり、カンボディア民法・民事訴訟法起草作業部会も各部会、現地ワークショップを順調に進めています。

ところで、シンポジウム等の運営事業ですが、本年秋の日韓パートナーシップ研修・日本セッションの中で、日韓比較会社法をテーマとする講演会の開催を法務総合研究所とともに計画しております（9月25日を予定）。

また、日中民商事法セミナーは本年11月9日に東京・灘尾ホールで実施し、翌11月10日に大阪で中国講師による講演会を開催する予定で計画を進めております。

これら催し物につきましては、期近になりましたら別途ご案内を送らせていただきますので、その節は多数ご参加のほどよろしくお願い致します。

最後に、本年度年会費の請求もさせていただいておりますが、何卒引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

発 行 日：平成12年6月28日

発 行 者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子 浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833

印刷製本：有限会社一星社

代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566(代) FAX 03(3553)1271